第3次小牧市男女共同参画基本計画

ハーモニーⅢ

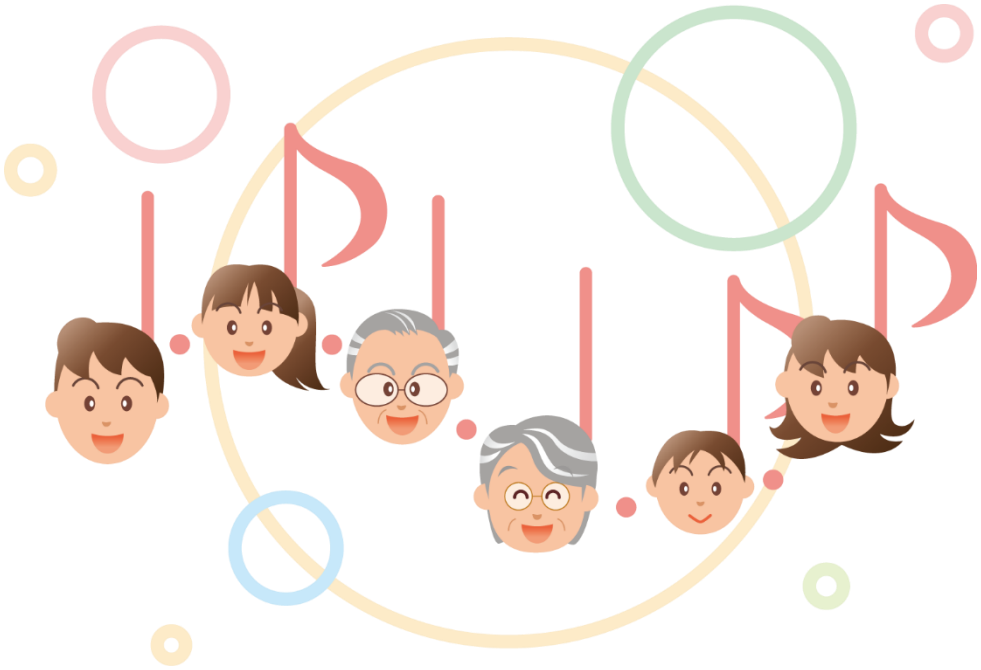

平成27年3月

小牧市

あいさつ

小牧市では、平成６年に策定した「小牧市女性行動計画　ハーモニー」、平成１６年に策定した「小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅡ」、また平成１５年制定の「小牧市男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指しさまざまな施策に取り組んできました。

これらの２０年にわたって積み上げられた成果を受け継ぎ、この度「第３次小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅢ」を策定いたしました。この基本計画は、小牧市の男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための大綱となるものです。

新たに策定した基本計画では、「男女がお互いにその個性と能力を十分に発揮することによって多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指す」ことを基本理念としていますが、この理念は本市の総合計画に掲げる都市像である「人と緑　かがやく創造のまち」を築くためにも不可欠のものです。

現代社会は、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来、社会情勢の急速な変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により大きな転換点を迎えており、男女共同参画社会実現のためにも新たな課題が生じてきています。今回策定した基本計画では、こういった新たな課題に取り組むため、時代に即したより具体的な施策を掲げています。

しかし、今回策定した基本計画が理想とする男女共同参画社会の実現は、行政のみの取り組みだけで実現できるものではありません。行政のみでなく、市民、事業者の皆様それぞれがその必要性、重要性を理解し、さまざまな場面において主体的に取り組みを進めていただくことが大切です。計画の推進のために、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、第３次小牧市男女共同参画基本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました小牧市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、意識調査や意見募集等によりご意見をお寄せいただきました市民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成２７年３月

小牧市長　山下　史守朗

目次

第１章　計画策定の趣旨と背景 1
１．計画策定の趣旨 1
２．計画策定の背景 2
（１）国際的な動向 2
（２）国の動向 2
（３）愛知県の動向 3
（４）小牧市の取り組み 3
第２章　計画の基本的な考え方 5
Ⅰ　計画の基本理念 5
１　基本的な考え方 5
２　基本理念 5
Ⅱ　計画の性格 6
Ⅲ　計画の期間 7
Ⅳ　計画の目標と体系 8
第３章　男女共同参画をとりまく状況 9
１．統計資料の分析 9
１　人口 9
２　世帯数 11
３　就業者数 12
４　産業分類 12
５　女性の労働力 13
第４章　計画の目標と施策の方向 15
１．基本目標 15
１　あらゆる分野への男女共同参画の促進 15
２　男女が働きやすい環境の実現 15
３　男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進 15
４　安心して暮らせる環境づくり 15
２．計画の内容 16
基本目標Ⅰ　あらゆる分野への男女共同参画の促進 16
１　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 18
２　地域における活動や団体・グループ活動における男女共同参画の促進 19
基本目標Ⅱ　男女が働きやすい環境の実現 20
１　働く場における男女平等の促進 27
２　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 29
基本目標Ⅲ　男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進 31
１　男女共同参画意識の普及・啓発 34

２　男性にとっての男女共同参画 35
３　子どもにとっての男女共同参画 36
基本目標Ⅳ　安心して暮らせる環境づくり 37
１　安心して生活するための環境づくり 41
２　人権についての正しい認識と人権侵害への予防・対策 42
３　生涯を通じた健康づくりのための支援 43
第５章　計画の推進にあたって 45
１．推進体制の整備・充実 45
２．市、市民、事業者の協働による計画の推進 45
参考資料 47
１．女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄） 47
２．男女共同参画社会基本法（平成 11 年６月 23 日法律第 78 号） 56
３．小牧市男女共同参画条例 62
４．小牧市男女共同参画審議会規則 66
５．小牧市男女共同参画審議会委員名簿 67
６．小牧市男女共同参画推進会議設置要綱 68
７．小牧市男女共同参画推進会議委員名簿 72
８．小牧市男女共同参画推進会議専門部会委員名簿 73
９．男女共同参画基本計画策定事務局局員名簿 74
10. 計画策定の経緯 75
11. 男女共同参画に関する年表 76
12. 数値目標一覧 86
13. 用語解説 88

第１章　計画策定の趣旨と背景

第１章　計画策定の趣旨と背景

１．計画策定の趣旨

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すことが定められました。

日本における男女平等の意識は徐々に広まっており、女性の社会進出や、男性の家事・育児・介護参加等、多くの場面で男女共同参画の実現に向けた変化が現れてきています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けては、依然、多くの課題が残されていると考えられます。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、職場での男性の育児休暇・介護休暇取得への理解等については、今後も積極的に啓発等を行っていくことが必要です。また、少子高齢化や長期的な不況等によって社会情勢が大きく変化しており、介護負担や育児負担の増加、失業等による生活困窮者の増加等の課題への取り組みが求められています。

このような状況の中、国においては男女共同参画社会の実現に向けて更に推進していくため、平成 22 年 12 月に「第３次男女共同参画基本計画」を策定しました。また、これと同じく愛知県においても、平成 23 年３月に「あいち男女共同参画プラン 2011－2015」を策定しており、国・県ともに男女共同参画社会の実現に向けて新たな計画の下で施策を推進しているところです。

本市においても、平成 15 年に制定した「小牧市男女共同参画条例」に基づき、平成 16 年３月には「小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅡ」を策定し、男女がお互いを尊重しあい、個性が生きる“男女共同参画社会”を目指してさまざまな取り組みを実施してきましたが、計画の策定から 10 年が経過し、既存の課題や新たな変化にも対応する実効性の高い施策を展開していくため、今までの施策の評価・見直しを行い、「第３次小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅢ」を策定しました。

２．計画策定の背景

（１）国際的な動向

1975 年（昭和 50 年）は、国際連合が提唱した「国際婦人年」であり、これを契機に男女差別の撤廃と女性の地位向上を目指した取り組みが始まりました。同年開催された「国際婦人年世界会議」において、「平等・開発・平和」の３つの目標を実現するための「世界行動計画」が採択され、1976 年（昭和 51 年）から 1985 年（昭和 60 年）までの 10 年間を「国連婦人の十年」としました。

1979 年（昭和 54 年）の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。また、1985 年（昭和 60 年）には、「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」が開催され、婦人の地位向上のための「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995 年（平成７年）の「第４回世界女性会議」では、それまで３回の世界会議を踏まえ、「女性のエンパワーメント、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化」を柱に「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

さらに、2000 年（平成 12 年）には、国連特別総会として「女性 2000 年会議」が開かれ、「北京行動綱領」採択後５年間の実施状況の検討・評価とさらなる推進策について議論され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。このように、実質的な男女平等や性別による偏りのない社会を目指して、国際的な取り組みがなされてきました。

（２）国の動向

我が国においては、「世界行動計画」の採択を受け、1977 年（昭和 52 年）に「国内行動計画」を策定しました。これ以降、我が国では、世界女性会議等の採択内容に応じて、男女平等に関する取り組みを進めてきました。

1985 年（昭和 60 年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、1996 年（平成８年）には、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」と「北京行動綱領」を踏まえて、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直すことを重視した「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

1999 年（平成 11 年）には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、2000 年（平成 12 年）には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、2001 年（平成 13 年）には、内閣府に「男女共同参画会議」を設置し、これらにより、我が国における男女平等に関する取り組みを推進するための基本的な枠組みが定まりました。また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

2003 年（平成 15 年）には、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を 2020 年（平成 32 年）までに少なくとも 30%程度とすることを目標に、女性の再チャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

「男女共同参画基本計画」は、2005 年（平成 17 年）に「第２次男女共同参画基本計

画」として見直しが行われ、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」等、12 の重点分野を掲げています。

2007 年（平成 19 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、2010 年（平成 22 年）に公表された国連開発計画（UNDP）による日本の順位は、「HDI（人間開発指数）」が 169 か国中 11 位、「GII（ジェンダー不平等指数）」が 138 か国中 12 位となりました。

一方、世界経済フォーラムで 2010 年（平成 22 年）に公表された「GGI（ジェンダー・ギャップ指数）」において、日本は 134 か国中 94 位となっており、国会議員に占める女性割合や男女の賃金比率等で、男女の格差が見受けられる状況となっています。

こうした状況も踏まえ、我が国では 2010 年（平成 22 年）に「第３次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取り組みがスタートしています。

（３）愛知県の動向

愛知県では、1987 年（昭和 62 年）に国が策定した「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を受け、1989 年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、実質的な男女平等社会の実現を目標としました。

1996 年（平成 8 年）に愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997 年（平成９年）には、「北京行動綱領」や国の「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえ「あいち男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

その後、「男女共同参画社会基本法」の成立に合わせ、2001 年（平成 13 年）に「あいち男女共同参画プラン２１～個性が輝く社会をめざして～」を策定、2002 年（平成 14 年）には「愛知県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本理念や取り組みの基本的な方向を明らかにし、男女平等に係る体制を整備しました。

2006 年（平成 18 年）にはその後の社会経済情勢の変化に対応するため、「あいち男女共同参画プラン２１」の中間見直しを行うとともに、2010 年（平成 22 年）に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進していくため、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」を策定しています。

（４）小牧市の取り組み

小牧市では、1990 年（平成２年）に小牧市教育委員会事務局社会教育課内に青少年婦人係を設置し、女性に関する諸問題解決への取り組みを開始しました。1993 年（平成５年）には、同係を青少年女性係と改称しました。

また、1991 年（平成３年）には「小牧市女性問題懇話会」を設置し、男女共同参加型社会の形成をめざした諸問題への研究・検討を開始しました。同年４月には、庁内に「小牧市女性行政推進会議」を設置し、各課の連絡調整機能の強化による女性行政推進体制を整備しました。

1994 年（平成６年）には、小牧市女性問題懇話会の提言を受け、2003 年（平成 15

年）を目標年度とした市の最初の計画である「小牧市女性行動計画　ハーモニー」を策定しました。

1995 年（平成７年）には、市民を対象に「男女平等に関する意識調査」を実施するとともに、男女共同参画型社会の形成に向けて女性の学習の振興を図るため、「小牧市まなび創造館女性センター」を開設しました。

1996 年（平成８年）には、女性参政権行使 50 周年記念事業「こまき女性議会」を開催しました。

1999 年（平成 11 年）には、小牧市女性問題懇話会（同年、「小牧市男女共同参画推進懇話会」に改称）から、小牧市女性行動計画見直しの基本方向についての提言を受け、翌 2000 年（平成 12 年）に「小牧市女性行動計画　ハーモニー」を改定しました。

2002 年（平成 14 年）には、女性のエンパワーメントと男女の意識改革につながる学習機会を提供する揚として「こまきみらい塾」を開塾しました。そして同年８月、「小牧市男女共同参画条例検討委員会」を設置するとともに、新しい基本計画策定の基礎資料を得る目的で、市民、事業所、市職員を対象に「男女共同参画社会の市民意向調査」を実施しました。

2003 年（平成 15 年）４月には、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を定めた「小牧市男女共同参画条例」を施行し、これにともない従来の小牧市男女共同参画推進懇話会を廃止して「小牧市男女共同参画審議会」を設置しました。また、政策・方針決定の揚への女性の登用を促進するため、「小牧市女性人材バンク」を設置しました。

そして、2004 年（平成 16 年）３月に、小牧市男女共同参画条例第８条に基づき、「小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅡ」を策定しました。

第２章　計画の基本的な考え方

第２章　計画の基本的な考え方

Ⅰ　計画の基本理念

１　基本的な考え方

◆この計画は、小牧市において男女共同参画社会を実現することを目的としています。

◆基本計画は、小牧市男女共同参画条例第８条に基づき策定するものです。基本計画には、男女共同参画の推進に関する施策の大綱のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされています。

◆男女共同参画社会は、行政の取り組みだけで実現できるものではなく、市（行政）、市民、事業者の主体的な行動が必要です。その意味で、小牧市男女共同参画条例にはそれだけの役割が記載されています。したがって、基本計画の立案には、市の行動だけでなく、市民や事業者の役割についても検討し、明確化していく必要があります。

◆この計画は、2015 年（平成 27 年）を初年度とし、2021 年（平成 33 年）を目標年度とする７カ年計画とします。ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行ないます。

２　基本理念

本計画は、小牧市における固定的な性別役割分担意識や慣習を解消し、男女がともに対等な立場で、自らの個性や能力を発揮し、多様な生き方や考え方、価値観を認め合う社会を構築するための施策を定めたものです。また、この考え方は第６次小牧市総合計画新基本計画においても掲げた小牧市の男女共同参画推進における普遍の理念です。

このような背景から、本計画に定めた施策を推進する前提となる基本理念を以下のとおり定め、この理念をもとに各施策を推進していきます。

男女がお互いにその個性と能力を十分に発揮することによって

多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

Ⅱ　計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第３次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」及び「愛知県男女共同参画基本条例」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、この計画は、「総合計画」を上位計画とし、「小牧市子ども・子育て支援事業計画」等、他の関連計画の内容との整合性を図りました。

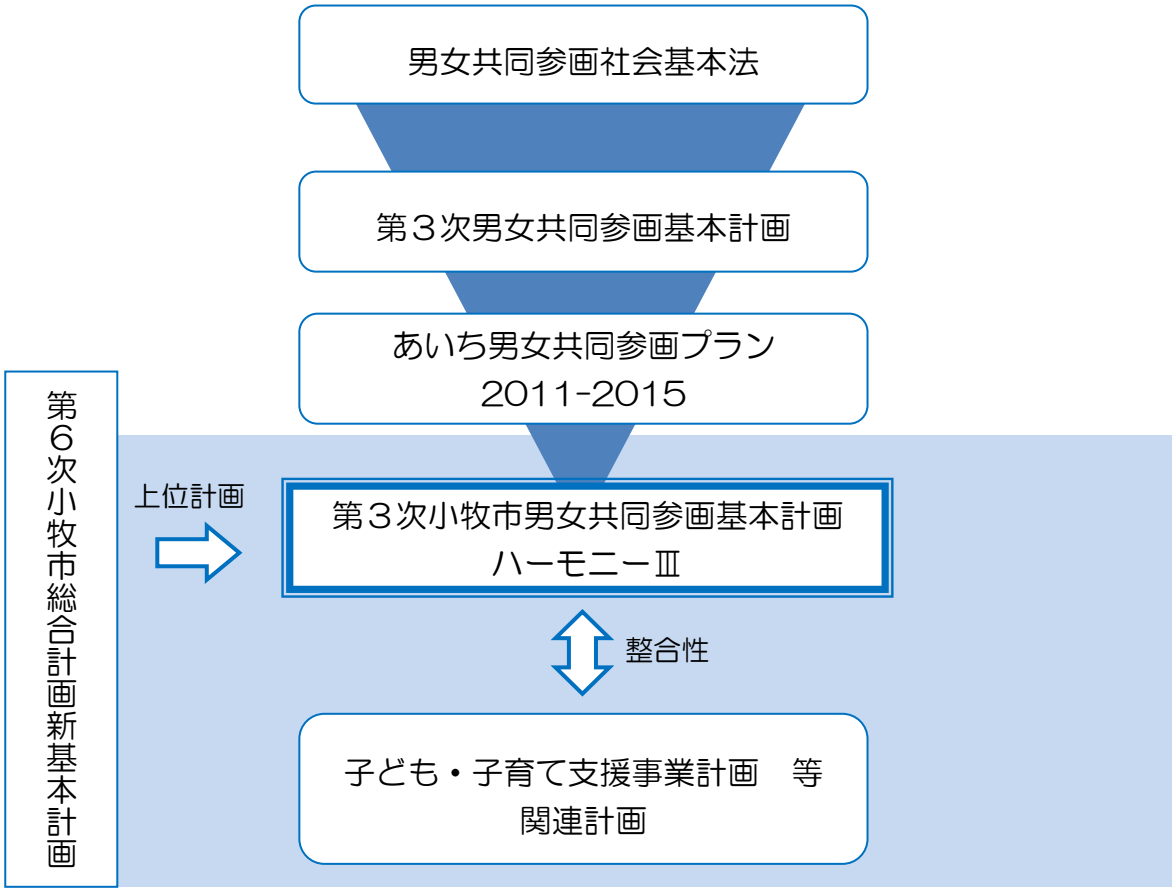

Ⅲ　計画の期間

この計画は、平成２７年度を初年度とし、平成３３年度までの７年間を計画期間として設定します。計画終期の平成 32 年度から平成 33 年度にかけては、この計画の総括として、各種施策・事業の進捗評価・実績評価に加え、アンケート等により市民意識の把握を行うことで計画全体の達成状況を評価し、その結果を基に次期計画の検討を行います。

なお、計画期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

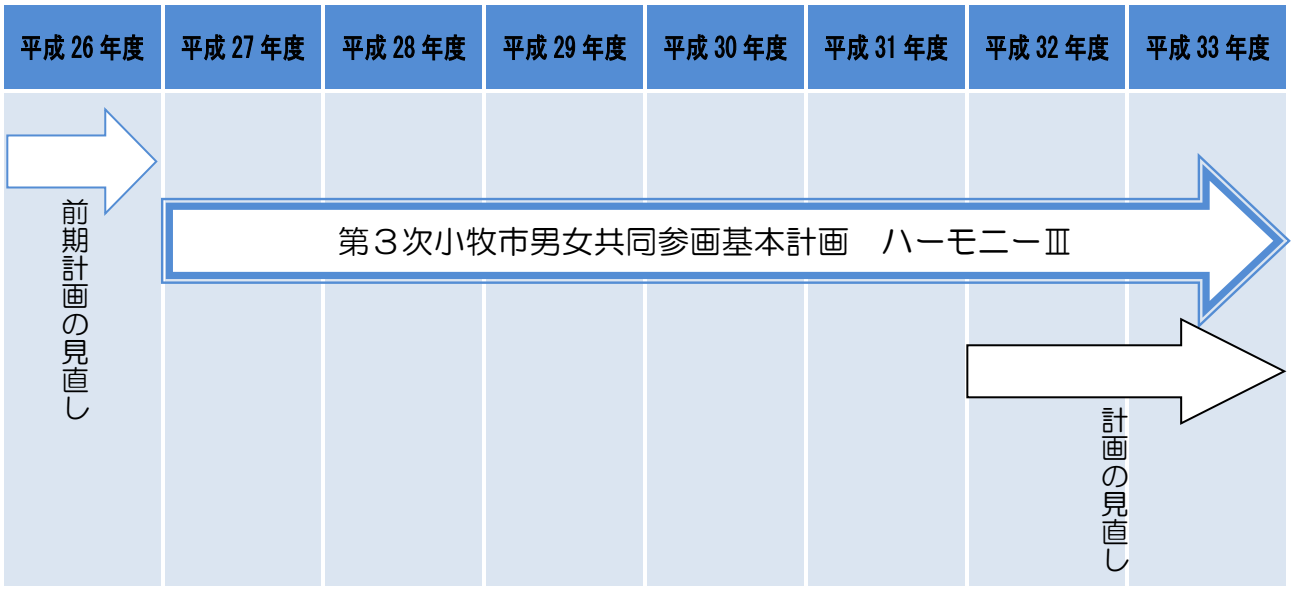

Ⅳ　計画の目標と体系

４つの目標を基本に、計画の全体の体系を以下のとおりに整理します。

	目標	課題	施策の方向
Ⅰ	あらゆる分野への男女共同参画の促進	1　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	①審議会等での男女共同参画の推進
			②女性の人材の育成と能力開発
		2　地域における活動や団体・グループ活動における男女共同参画の促進	①地域活動等における男女共同参画の促進
			②団体・グループ活動における男女共同参画の促進
			③防災等の場における男女共同参画の推進
Ⅱ	男女が働きやすい環境の実現	1　働く場における男女平等の促進	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
			②市職員の男女平等の推進
			③男女が働きやすい環境づくり
			④起業家・自営業者に対する支援
			⑤育児・介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
		2　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①ワーク・ライフ・バランスの普及と理解の促進
			②事業所等への啓発と取り組みに対する支援
			③家庭における男女共同参画の推進
			④仕事と育児・介護等との両立支援策の充実
Ⅲ	男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進	1　男女共同参画意識の普及・啓発	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
			②男女共同参画に関する調査研究と情報収集・分析の強化
			③家庭・学校・地域における男女平等教育の推進
			④男女共同参画に関する学習機会の充実
		2　男性にとっての男女共同参画	①男性の男女共同参画意識の高揚・理解の促進
			②男性の抱える課題・問題への対応
		3　子どもにとっての男女共同参画	①さまざまな教育の場における男女平等の促進
			②学校教育の場からのキャリア教育の推進
Ⅳ	安心して暮らせる環境づくり	1　安心して生活するための環境づくり	①高齢者や障がい者の生活の安定・自立のための支援
			②ひとり親家庭の生活の安定・自立のための支援
			③地域における各種生活支援の充実
			④外国人女性やその家族が安心して生活できる環境づくり
		2　人権についての正しい認識と人権侵害への予防・対策	①人権教育・啓発の充実
			②メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解く力）の向上
			③男女間における暴力の根絶
			④セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・ストーカー行為の防止
		3　生涯を通じた健康づくりのための支援	①年齢に伴い変化する生活環境・身体状況に応じた健康づくりのための支援
			②女性の身体への自己決定権の尊重
			③性差医療（男女の性差を考慮した医療）の充実

第３章　男女共同参画をとりまく状況

第３章　男女共同参画をとりまく状況

１．統計資料の分析

１　人口

男女別にみると、男女とも平成 12 年は 25～29 歳が最も多くなっています。平成 22 年には 35～39 歳が最も多くなっています。

図表 １　小牧市の人口

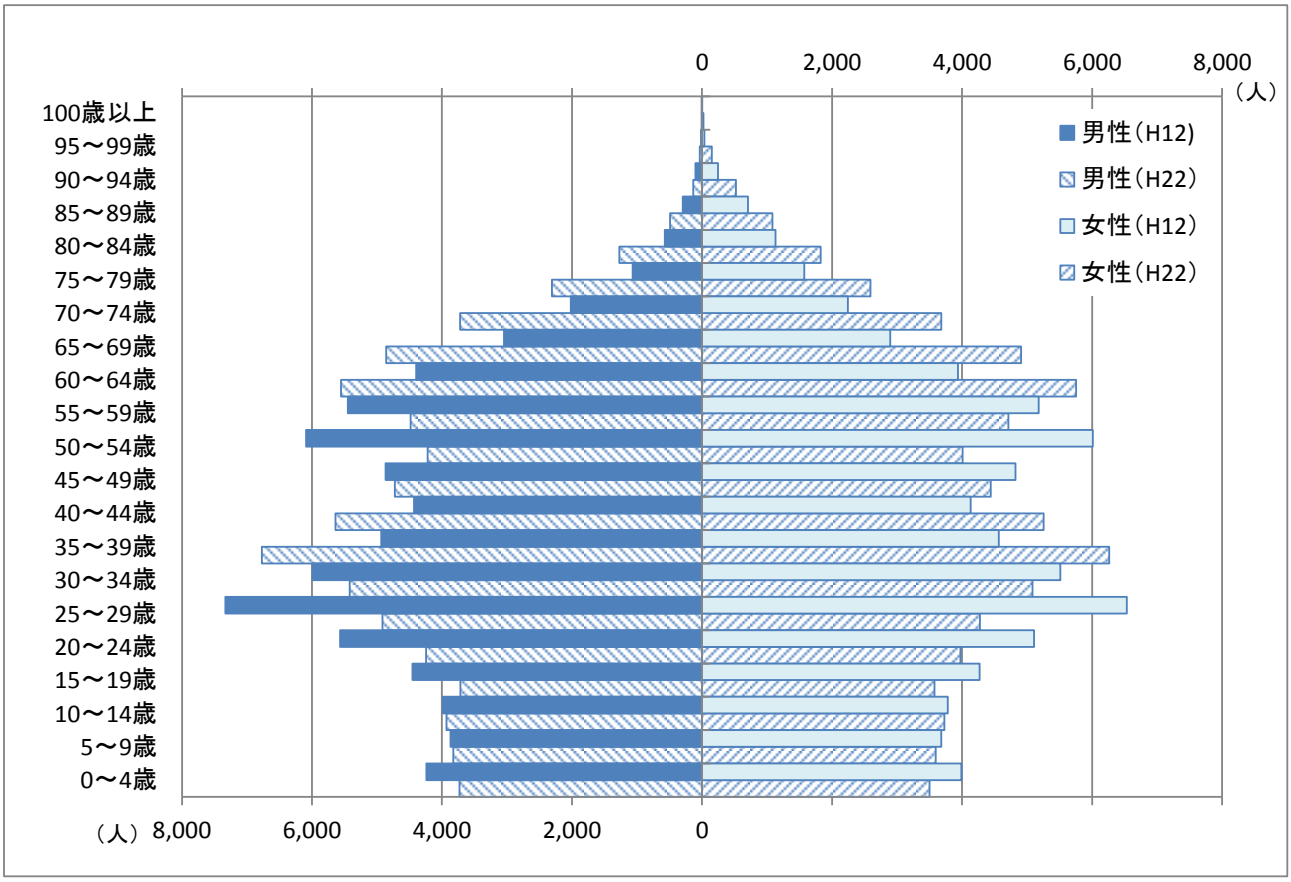

資料：平成 22 年国勢調査

近隣市町村の人口をみると、平成 22 年に小牧市は約 147,000 人となっています。年齢３区分よる構成比をみると、小牧市の構成比は、年少人口にあたる 15 歳未満で 15.2%、生産年齢人口にあたる 15～64 歳で 65.9%、老年人口にあたる 65 歳以上で 18.8%となっており、老年人口は近隣市町村の中でも最も低い割合となっています。

図表 2　近隣市町村の人口

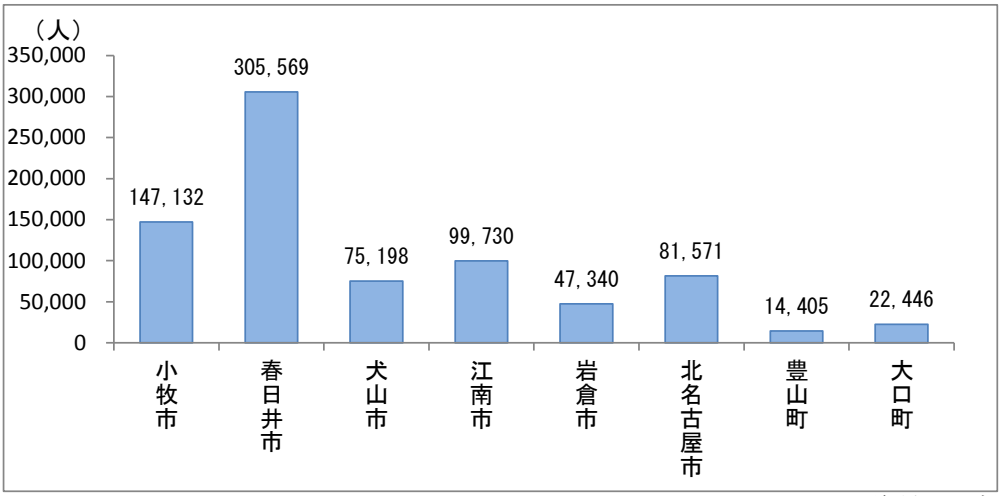

資料：平成 22 年国勢調査

図表 3　近隣市町村人口年齢３区分別構成比

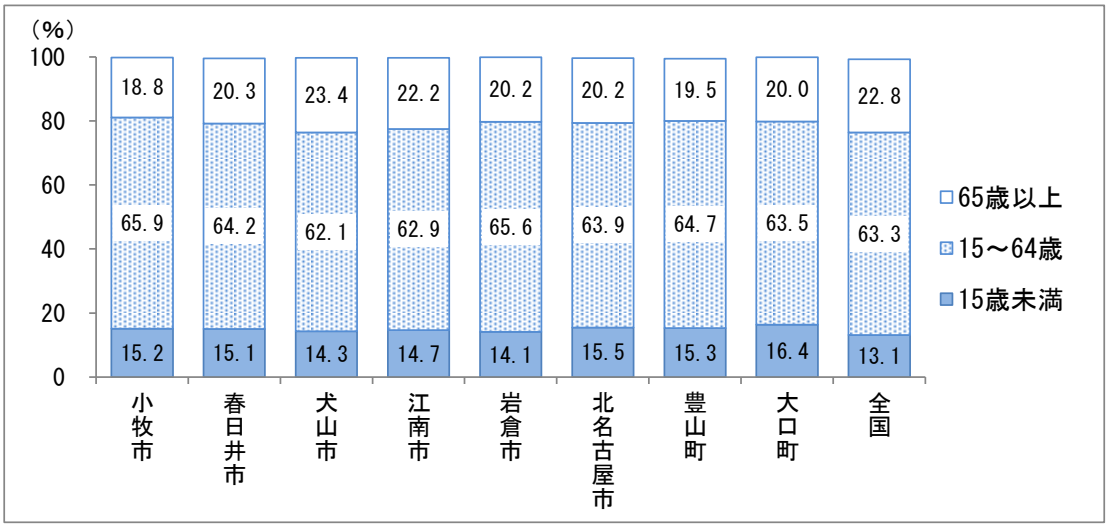

資料：平成 22 年国勢調査

２　世帯数

世帯数をみると、昭和 60 年以降年々増加を続けており、平成 22 年時点では 55,749 世帯となっています。

図表 4　世帯数

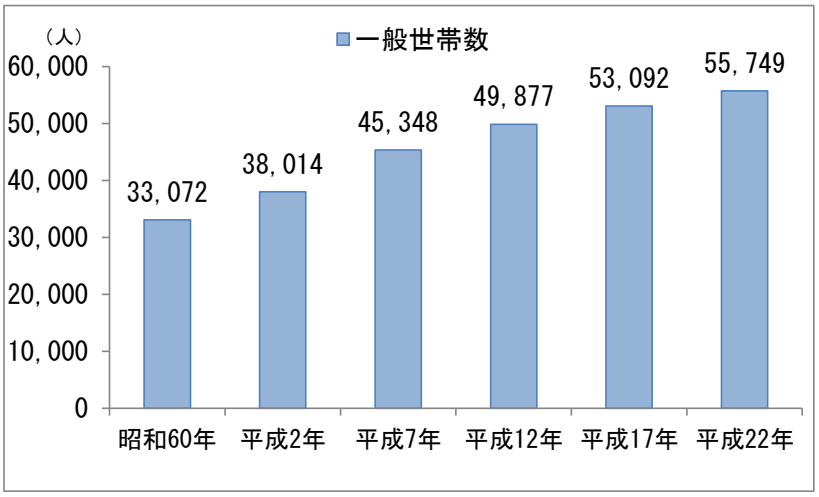

資料：国勢調査

母子世帯数・父子世帯数をみると、平成 17 年に母子世帯数が多くなっており、平成 17 年以降、世帯数は横ばいとなっています。

図表 5　母子・父子世帯数

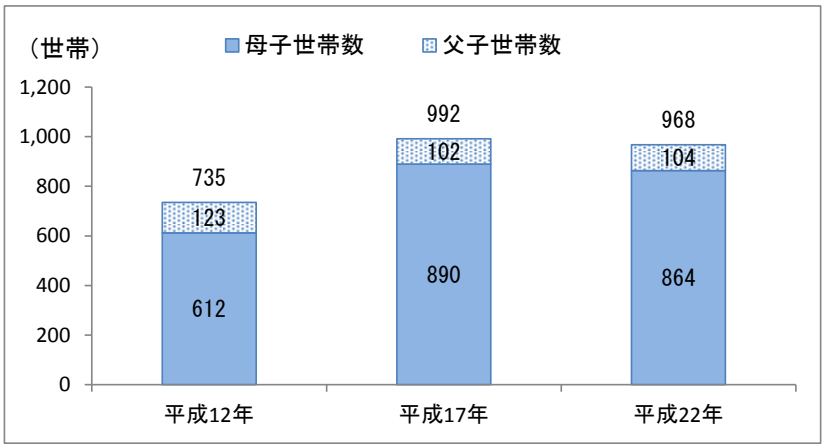

資料：国勢調査

３　就業者数

就業者数をみると、平成 12 年は約 77,000 人で増加し続けていましたが、平成 17 年以降は減少傾向となり、平成 22 年には約 5,000 人減少しています。

図表 6　小牧市の就業者数

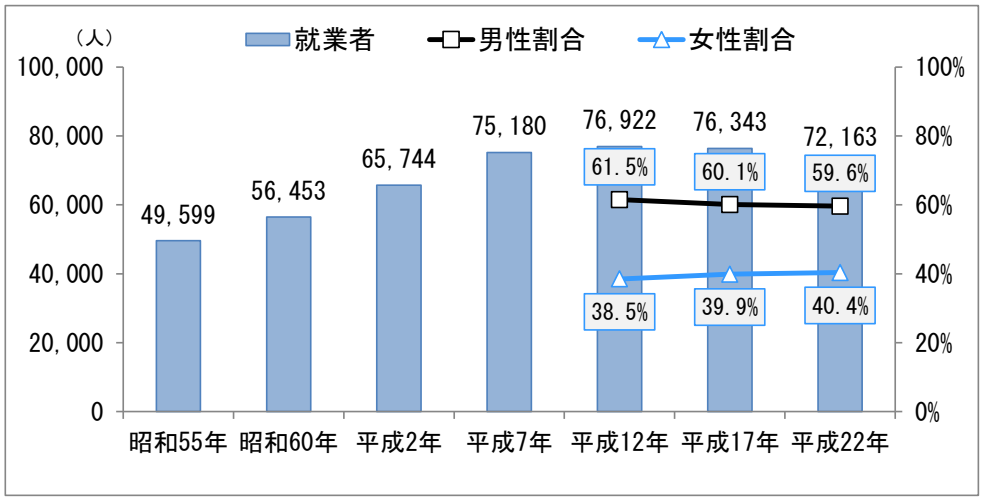

資料：国勢調査

４　産業分類

就業者の産業分類をみると、第２次産業で平成 17 年から平成 22 年で 4.2 ポイント減少して 34.5%となっていますが、県、国と比較すると高い割合となっています。第３次産業については県、国と比較すると低い割合となっています。

図表 7　就業者の産業分類

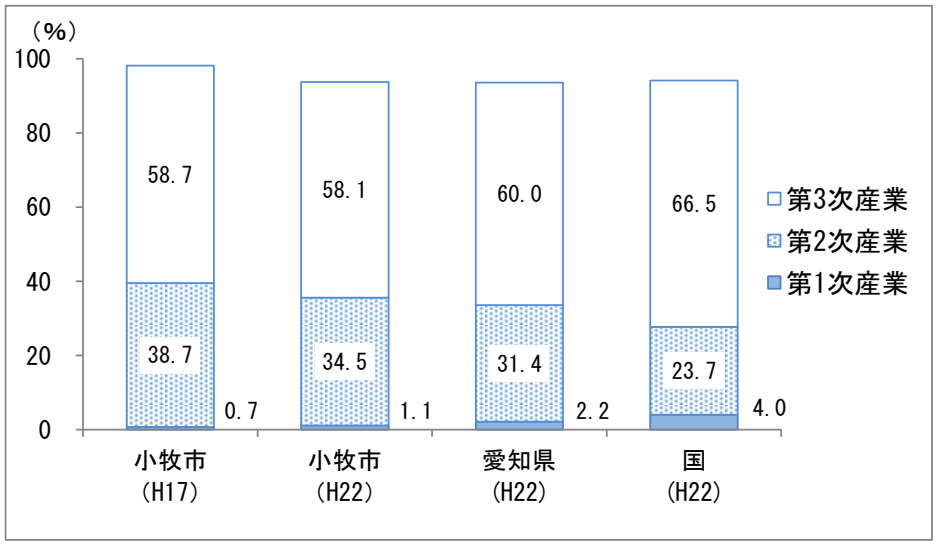

資料：国勢調査

５　女性の労働力

女性の年齢別労働力率は、全国で平成 22 年にはM字曲線が浅くなっています。小牧市も平成 22 年にはM字曲線が浅くなっており、女性の結婚・出産・育児期の労働力率が上昇していることがわかります。

図表 8　女性の年齢階級別労働力率の推移

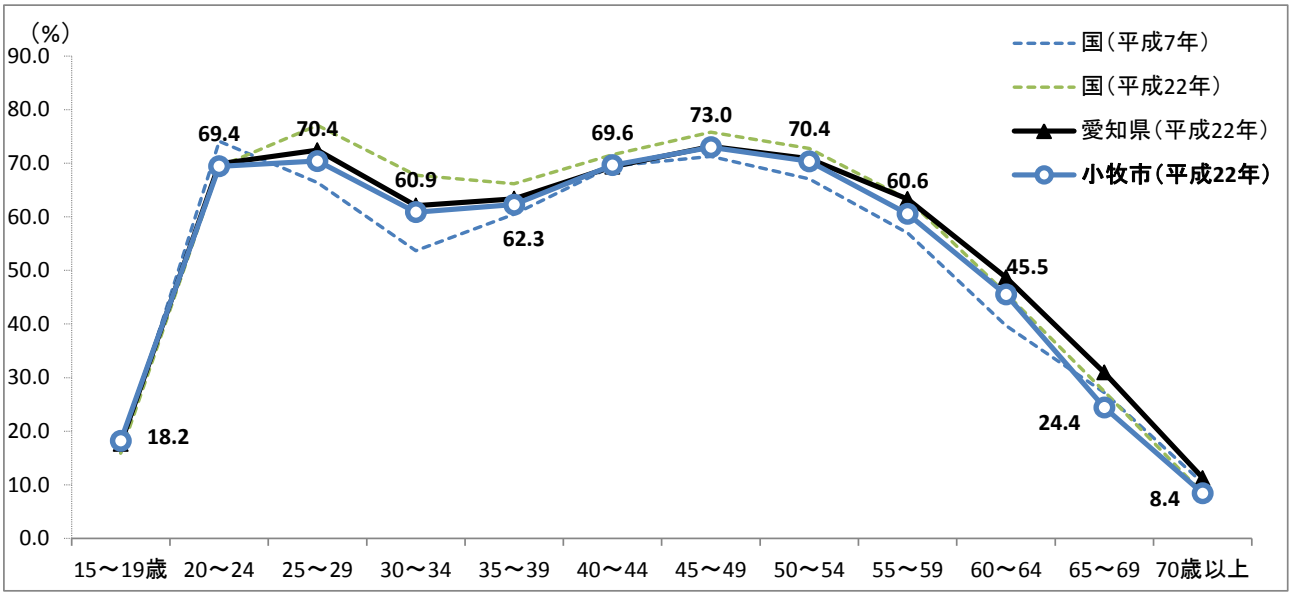

資料：国勢調査

就業者の女性の割合を比較してみると、女性の割合は国、県、本市とも増加傾向となっていますが、国、県に比べ本市は低い割合となっています。

図表 9　就業者の女性の割合

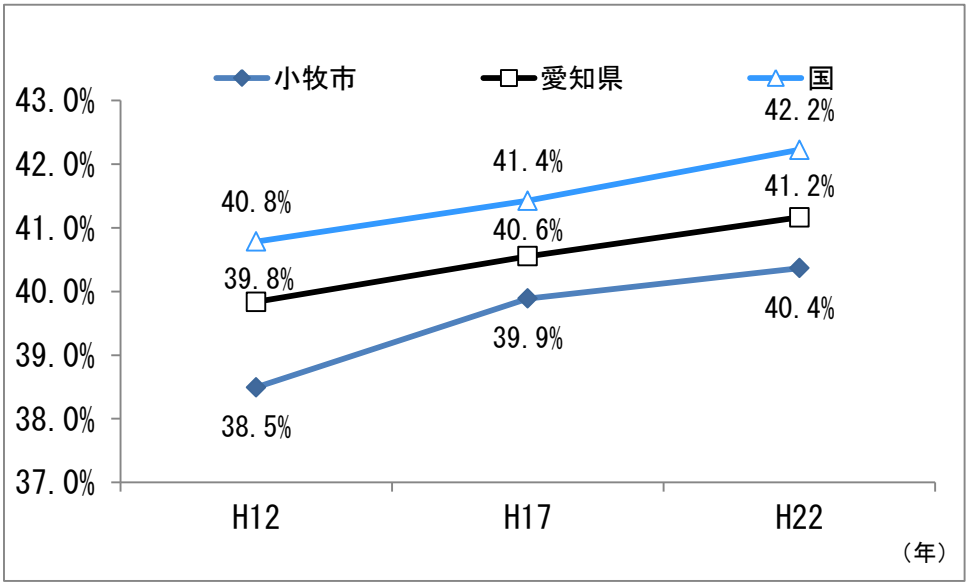

資料：国勢調査

20 歳から 39 歳までの未婚率を比較してみると、本市の女性の未婚率は国、県に比べて低い割合になっていますが、いずれの年代においても上昇傾向にあります。

図表 10　20 歳から 39 歳までの未婚率の推移

		女性				男性			
		20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
小牧市	平成 12 年	84.1%	45.3%	18.3%	7.6%	91.1%	64.9%	39.2%	21.8%
	平成 17 年	86.4%	53.6%	24.0%	13.0%	92.7%	71.4%	41.7%	27.7%
	平成 22 年	87.0%	55.0%	29.1%	16.9%	92.1%	70.6%	45.6%	32.7%
愛知県	平成 12 年	87.6%	49.5%	21.7%	10.8%	93.4%	68.5%	40.5%	24.2%
	平成 17 年	87.9%	55.8%	27.0%	15.1%	93.5%	71.8%	45.7%	29.1%
	平成 22 年	87.7%	55.1%	29.4%	18.8%	92.2%	69.4%	44.8%	33.6%
国	平成 12 年	87.9%	54.0%	26.6%	13.8%	92.9%	69.3%	42.9%	25.7%
	平成 17 年	88.7%	59.0%	32.0%	18.4%	93.4%	71.4%	47.1%	30.0%
	平成 22 年	87.8%	58.9%	33.9%	22.7%	91.4%	69.2%	46.0%	34.8%

資料：国勢調査

第４章　計画の目標と施策の方向

第４章　計画の目標と施策の方向

１．基本目標

１　あらゆる分野への男女共同参画の促進

行政の政策・方針決定の場への男女共同参画をはじめ、家庭や地域社会等の身近なところでの男女共同参画への取り組みを促します。

市、市民、事業者との共同により、計画全体を推進する体制をつくります。

２　男女が働きやすい環境の実現

職場での意識や、組織の方針決定過程への男女共同参画、雇用や待遇等の男女平等、育児や介護との両立支援の充実等、就労における男女共同参画への取り組みを促します。

３　男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進

男女共同参画社会への理解を促し、一人ひとりを尊重し大切にする意識を培う教育・学習を充実します。

４　安心して暮らせる環境づくり

福祉や保健のサービスの充実等により、男女ともに健やかに暮らせる環境をつくります。

人権についての正しい認識を培い、人権意識を高めることで、人権をめぐる諸問題の解消を図ります。

２．計画の内容

基本目標Ⅰ　あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女平等な社会を実現するためには、男女がともにあらゆる分野において、主体的に関わっていくことが必要です。しかし、世界経済フォーラムで 2014 年に公表された男女格差を測る「GGI（ジェンダー・ギャップ指数）」は 142 か国中 104 位となっており、国会議員に占める女性割合や男女の賃金比率等で、男女の格差が見受けられる状況となっています。女性の能力が十分に発揮され、女性の意見を積極的に反映するために、審議会等責任ある地位への女性の登用を推進する必要があります。

このような背景から、審議会等政策・方針決定の場への女性の参画を進め、女性の能力や意見を生かすことのできる社会づくりを目指し、以下の方向性で施策を重点的に推進します。

Ⅰ　あらゆる分野への男女共同参画の促進

１　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

①審議会等での男女共同参画の推進
②女性の人材の育成と能力開発

２　地域における活動や団体・グループ活動における男女共同参画の促進

①地域活動等における男女共同参画の促進
②団体・グループ活動における男女共同参画の促進
③防災等の場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女の平等意識について、本市と国を比較すると、男性優遇・女性優遇の傾向は国と近い状況となっています。

分野別にみると、「学校教育・保育の場」や「法律上や制度の上で」、「地域活動・社会活動（自治体・ＮＰＯ等）で」については“平等”と回答する比率が他の分野に比べて高い状況となっています。

しかし、国と比べ全体的に“平等”の比率が下回っていることから、本市では家庭、地域、職場等あらゆる場面において、男女平等の考え方や制度についての啓発活動や教育、学習の充実等の取り組みを行っていくことが必要です。

図表 11　男女の平等意識

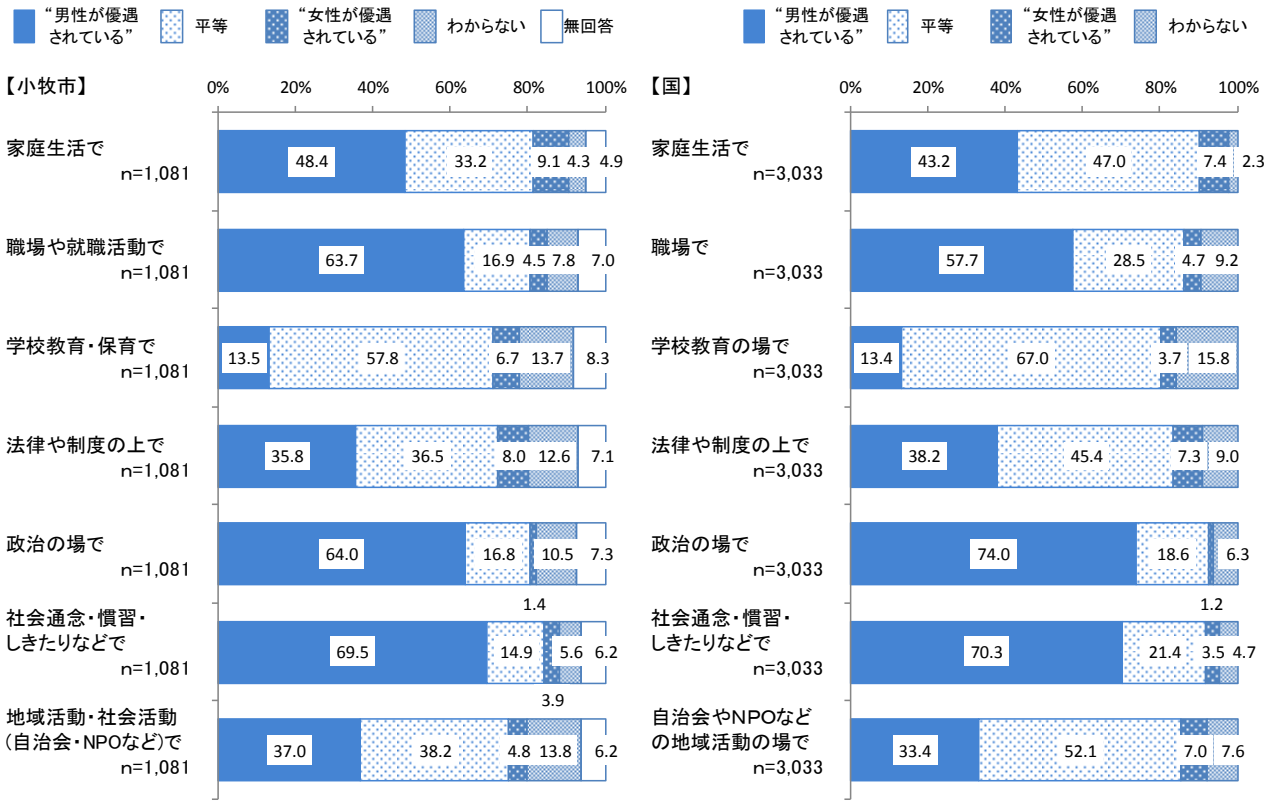

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」
国「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 24 年 10 月調査）」

施策の方向

1　政策･方針決定の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともにあらゆる分野の活動に主体的に関わっていくことが必要です。本市の政策・方針決定の場への女性の参画状況をみると、審議会等における女性の登用率は 28.1％であり、女性が十分に活躍しているとは言い難い状況にあります。

女性が、これまで以上に力を発揮していくために、女性自身が政策・方針決定過程に参画する意欲と能力を高め、市の審議会等への女性の登用を積極的に進めるとともに、幅広い分野にわたる女性の人材の育成と発掘等に取り組んでいきます。

具体的施策	担当課
①審議会等での男女共同参画の推進 各種審議会等に女性委員の積極的な登用を図り、女性がいない委員会等を解消するとともに、女性の参画比率が 2021 年（平成 33 年）を目標年度に 33%を達成できるよう努めます。	・まなび創造館 ・関係各課
②女性の人材の育成と能力開発 市の各種審議会等に参画できる女性の人材の育成と発掘、幅広い分野への女性の社会参画を図るため、女性人材バンクの活用を促進し、多様な人材の確保に努めます。	・まなび創造館

目標数値

項目	単位	基準値（平成 25 年度）	目標値（平成 33 年度）
審議会等附属機関への女性登用率	%	28.1	33.0

■平成 26 年度市政モニターアンケート（第 2 回）において、男女共同参画をテーマとした調査を実施しました！

～寄せられた意見の一部を計画書内に抜粋して掲載します～

・市の業務に、優秀な女性を率先して登用してアピールする。（男性・40 代）
・あらゆる場面で役員に女性を任命すること。いちばん分かりやすく、社会参加していくイメージにつながりやすいと思う。（女性・40 代）
・女性リーダーの育成や活躍の場の提供をする。（女性・50 代）

※「平成 26 年度市政モニターアンケート（第 2 回）結果」より

２　地域における活動や団体･グループ活動における男女共同参画の促進

地域活動への参加率は、男性より女性のほうが高い傾向にあります。しかし、ＰＴＡや自治会等の地域活動の一部では、依然として、方針決定過程への女性の参画率は低く、地域において女性が活躍する場も少ないのが現状です。

地域活動において、企画・運営に女性が一層参画していくとともに、男性が積極的に実際の活動に参加することにより、男女共同参画を実践できるように支援していきます。

具体的施策	担当課
①地域活動等における男女共同参画の促進 地域活動等の方針決定の場に女性が参画できるよう、女性の役員登用を積極的に行うよう働きかけます。	・協働推進課 ・生涯学習課 ・まなび創造館
②団体・グループ活動における男女共同参画の促進 子どもから高齢者まで、男女がともにボランティア活動等の地域活動に参加できる環境づくりに努めます。	・福祉総務課 ・生涯学習課
③防災等の場における男女共同参画の推進 地域での自助、共助能力向上と防災意識の高揚を図るため、男女共同参画の視点にたった事業の継続、発展に努めます。	・危機管理課 ・消防総務課 ・予防課

目標数値

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
ウィメンズネットこまきの加入団体数	団体	14	17
地区防災訓練実施に伴う女性の参加率	%	－ ※来年度以降調査実施 （平均値）	－ ※来年度調査実施後、目標値を定める （平均値）
女性消防クラブ指導者科入校	人	2	2

基本目標Ⅱ　男女が働きやすい環境の実現

男女がともに仕事と家庭、その他の活動を両立するためには、多様で柔軟な働き方をしていくことが求められます。しかし、家庭は女性が担うものという考え方も根強く、「男は仕事、女は仕事も家庭も」という新たな性別の役割分担を生み出し、女性に過度な負担がかかる恐れがあります。

また、「育児・介護休業法」等の法制度が整備される中、いまだに育児介護休暇の取得が思うように進まないケースが存在することが懸念されます。企業等に労働時間短縮、育児介護休暇取得等のための働きかけを行い、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を実現することを目指します。

Ⅱ　男女が働きやすい環境の実現

１．働く場における男女平等の促進

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
②市職員の男女平等の推進
③男女が働きやすい環境づくり
④起業家・自営業者に対する支援
⑤育児・介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

２．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

①ワーク・ライフ・バランスの普及と理解の促進
②事業所等への啓発と取り組みに対する支援
③家庭における男女共同参画の推進
④仕事と育児・介護等との両立支援策の充実

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスについて、本市が行った調査結果によると、理想と現実の一致状況は、「仕事」を優先する項目では男性が女性よりも割合が高く、「家庭生活」を優先する項目では女性が男性よりも高くなっています。

理想と現実が伴っている割合は高くても全体の１割強となっています。この割合を引き上げ、理想と現実を一致させるためには、職場における理解と支援、啓発、家庭における役割分担、地域における支援や連携が必要です。

働く場での男女の意識については、男女雇用機会均等法や労働基準法等の法令により、雇用、待遇、職種等に男女平等が義務づけられていますが、今日もまだ男女差がみられる状況がうかがえます。特に自営業等に従事する女性の場合、家庭と仕事との区別なく働き続けたり、就労条件が不明確であったりする状況にあります。

こうした状況を改善し、男女平等が実現されるよう、市民や事業者への法制度の周知が必要です。

図表 12　管理職の人数

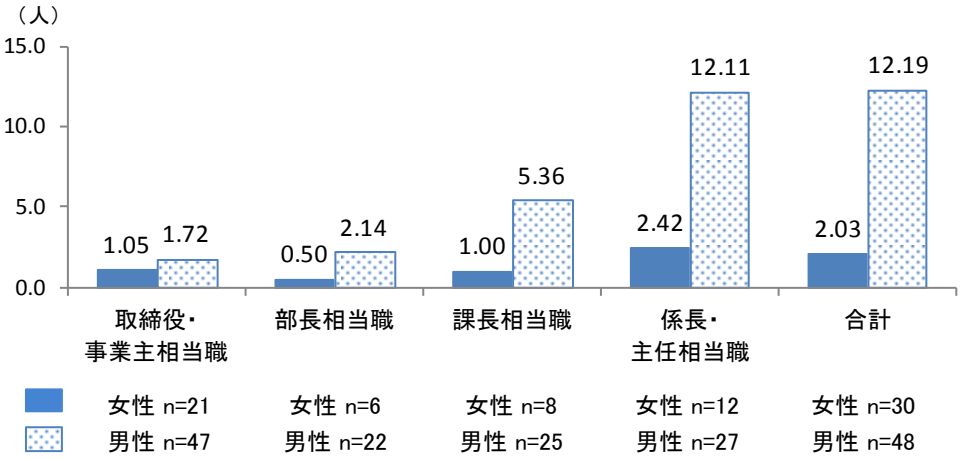

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜事業所＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 13　仕事と家庭の調和の意識

上段：女性（%） 下段：男性（%）		全体	理想の優先度									
			「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしたい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	その他	わからない
全体		100.0	35.1	25.2	2.5	16.6	0.7	15.2	2	0.8	1.9
		100.0	36.5	30.0	2.5	10.8	2.7	12.3	2.9	0.2	2.0
現状の生活	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしている	15.0	11.3	1.5	0.5	1.4	0.2	0.2	－	－	－
		17.0	13.2	2.7	－	－	0.2	0.7	－	－	0.2
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	20.4	5.7	9.8	0.3	1.5	0.2	2.4	0.2	0.2	0.2
		25.8	7.0	12.3	0.7	1.6	0.7	3.4	－	－	0.2
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	3.4	1.2	0.8	0.3	0.7	－	0.2	0.2	－	－
		3.1	0.7	0.9	1.1	0.4	－	－	－	－	－
	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	17.6	6.8	2.4	0.3	6.3	－	1	0.5	－	0.3
		13.0	4.9	1.6	－	5.4	－	0.9	0.2	－	－
	「仕事」を優先している	8.4	2.2	3	0.5	0.8	0.2	1	0.2	0.3	0.2
		21.3	6.5	7.2	0.2	1.8	1.6	2.9	0.9	－	0.2
	「家庭生活」を優先している	28.0	5.7	6.6	0.2	4.9	－	10.1	0.3	－	0.2
		11.7	2.0	3.8	0.2	1.1	0.2	4.0	－	－	0.2
	「地域・個人の生活」を優先している	2.5	0.5	0.3	0.3	0.5	－	－	0.7	－	0.2
		3.6	0.7	0.2	0.2	0.4	－	0.2	1.8	－	－
	その他	0.7	－	0.2	－	－	－	－	－	0.2	0.3
		0.7	0.4	0.2	－	－	－	－	－	－	－
	わからない	3.9	1.7	0.5	－	0.5	0.2	0.3	－	0.2	0.5
		3.8	1.1	1.1	－	－	－	0.2	－	0.2	1.1

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 14-1　仕事と家庭の調和の意識（20 歳代・30 歳代）

20歳代・30歳代		全体	理想の優先度								
			「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしたい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	その他	わからない
全体		100.0	36.2	25.4	2.2	12.5	−	16.8	3.4	0.9	2.6
現状の生活	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしている	9.5	6.9	1.3	−	0.9	−	0.4	−	−	−
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	20.7	7.3	7.3	−	1.3	−	4.3	0.4	−	−
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	5.6	2.6	1.7	0.4	0.9	−	−	−	−	−
	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	11.2	4.3	1.3	−	3.4	−	2.2	−	−	−
	「仕事」を優先している	23.3	7.3	7.8	0.9	2.6	−	3.4	1.3	−	−
	「家庭生活」を優先している	19.4	5.6	4.7	0.4	2.6	−	6.0	−	−	−
	「地域・個人の生活」を優先している	3.9	0.9	0.4	0.4	0.4	−	−	1.7	−	−
	その他	0.9	−	−	−	−	−	−	−	0.4	0.4
	わからない	5.6	1.3	0.9	−	0.4	−	0.4	−	0.4	2.2

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 14-2　仕事と家庭の調和の意識（40 歳代・50 歳代）

40歳代・50歳代		全体	理想の優先度								
			「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしたい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	その他	わからない
全体		100.0	32.1	32.1	1.2	12.1	2.9	16.5	0.9	0.9	1.5
現状の生活	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしている	16.2	12.1	1.5	0.3	1.5	0.3	0.6	−	−	−
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	30.9	8.2	15.0	0.3	2.4	0.6	3.8	−	0.3	0.3
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	2.4	0.3	0.9	0.6	0.3	−	0.3	−	−	−
	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	7.1	2.1	0.6	−	3.8	−	0.6	−	−	−
	「仕事」を優先している	19.4	5.3	7.6	−	1.2	1.8	2.1	0.3	0.6	0.6
	「家庭生活」を優先している	20.6	2.9	5.3	−	2.9	−	8.8	0.6	−	−
	「地域・個人の生活」を優先している	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	その他	0.3	0.3	−	−	−	−	−	−	−	−
	わからない	3.2	0.9	1.2	−	−	0.3	0.3	−	−	0.6

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 14-3　仕事と家庭の調和の意識（60 歳代以上）

60歳代以上		全体	理想の優先度								
			「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしたい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	その他	わからない
全　体		100.0	38.6	24.5	3.6	16.2	1.3	10.7	3.0	0.2	1.9
現状の生活	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」全てを大切にしている	18.6	14.7	2.6	0.4	0.2	0.2	0.2	－	－	0.2
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	18.1	4.5	9.8	0.9	1.1	0.4	1.3	－	－	0.2
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	2.8	0.6	0.4	0.9	0.6	－	－	0.2	－	－
	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	23.9	9.6	3.4	0.4	8.5	－	0.6	0.9	－	0.4
	「仕事」を優先している	5.3	1.5	1.3	0.4	0.6	0.4	0.9	0.2	－	－
	「家庭生活」を優先している	22.2	4.5	5.8	0.2	3.8	0.2	7.2	－	－	0.4
	「地域・個人の生活」を優先している	4.9	1.1	0.4	0.4	0.9	－	0.2	1.7	－	0.2
	その他	0.9	0.2	0.4	－	－	－	－	－	－	0.2
	わからない	3.4	1.9	0.4	－	0.4	－	0.2	－	0.2	0.2

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 14-4　仕事と家庭の調和の意識（性別）

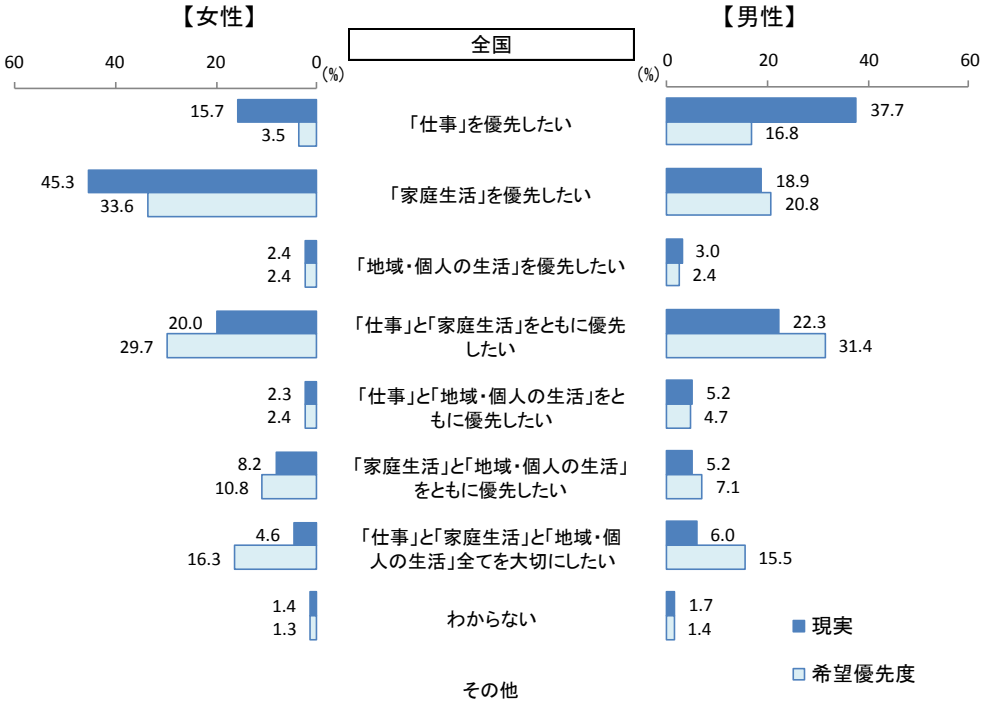

資料：国「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 24 年 10 月調査）」

図表 15　職場や就職活動等

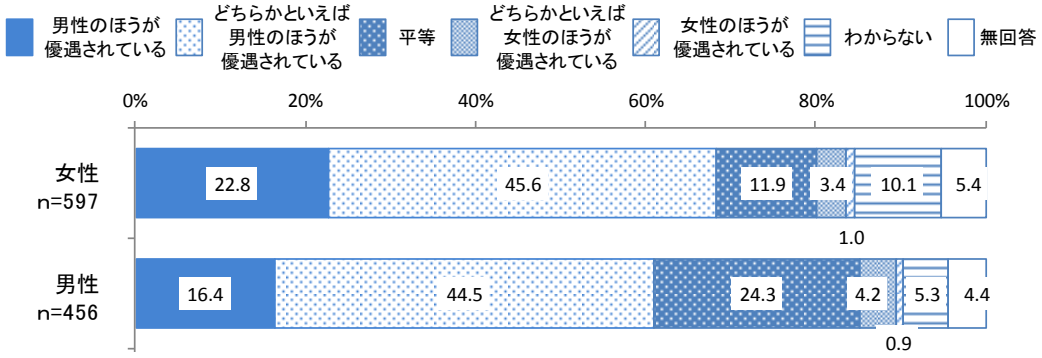

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 16　女性が仕事を持つ上での問題点

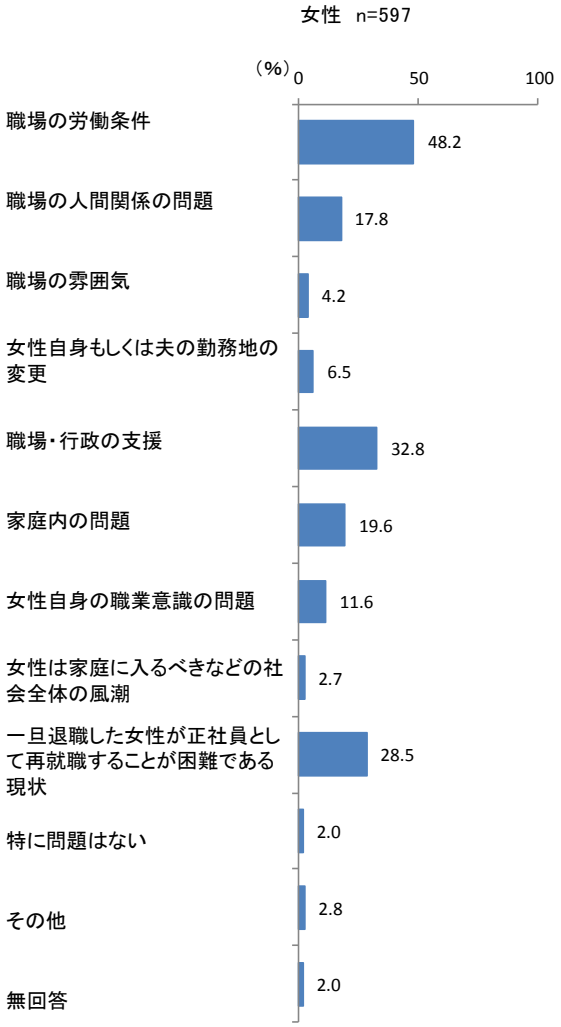

図表 17　女性が働くために整備すべきこと

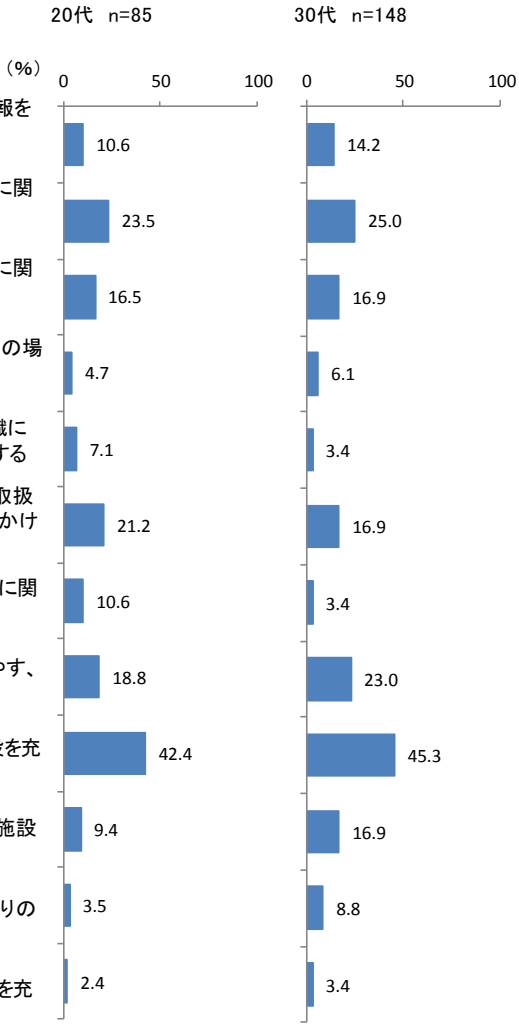

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 18　家庭生活の場

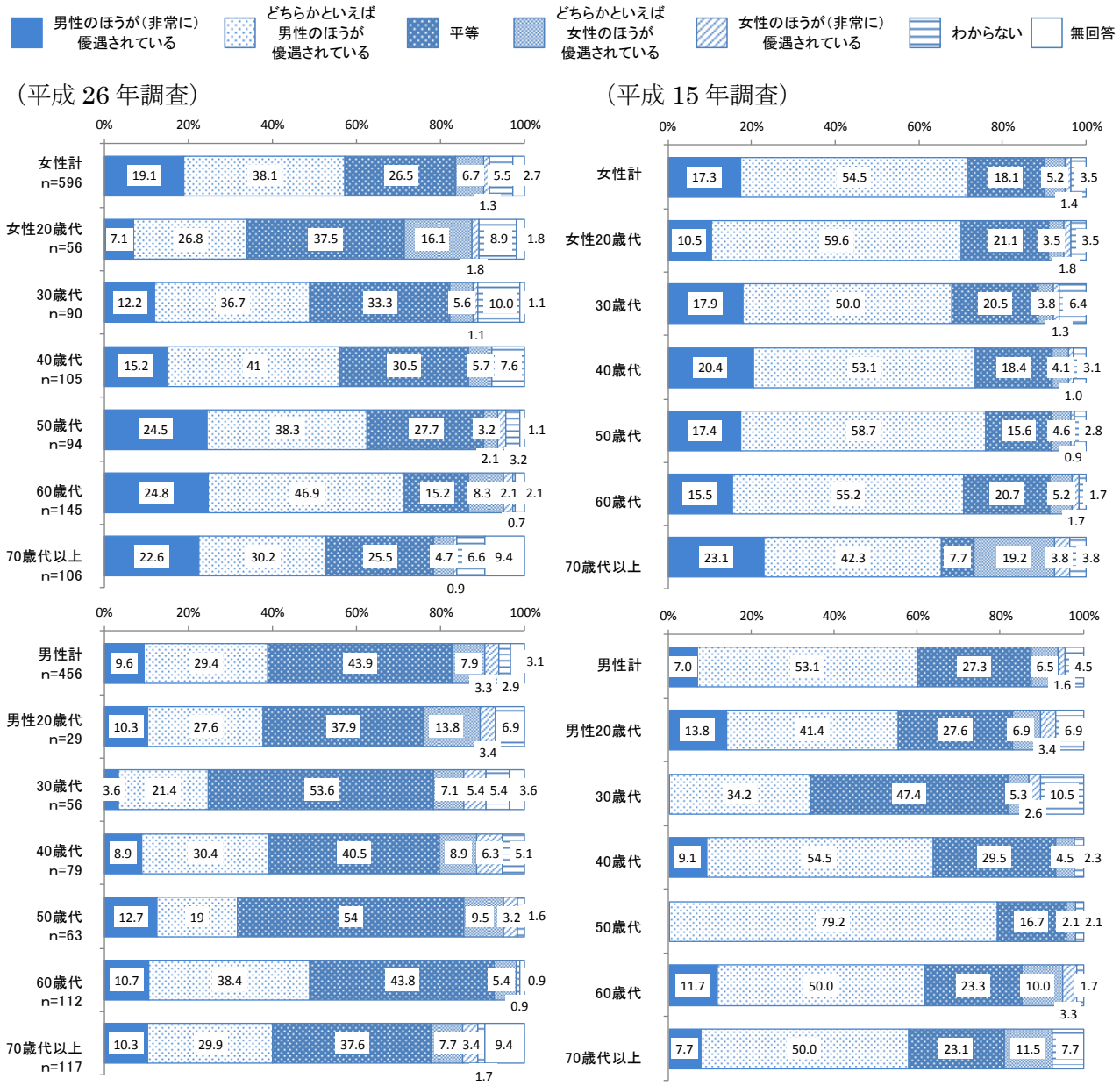

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」
小牧市「男女共同参画社会の市民意向調査（平成 15 年 3 月調査）」

施策の方向

１　働く場における男女平等の促進

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正等、法制度の整備は進んでいるものの、継続して就業することを望んでいるにも関わらず、出産・育児、介護を理由に離職する女性が依然として多くなっており、この制度が十分活用され、機能しているとは言い難い現状があります。

また、男性に比べて女性は非正規雇用の割合が高く、男女間の賃金格差や貧困の格差につながり、雇用分野における男女平等についても実現されているとは言い難い状況にあります。

さらに、自営業等に従事する女性の場合、仕事と家事との区別なく働き続けることや、就労条件等が不明確である等の課題も依然残っています。

こうした状況を改善し、働く場すべてにおいて男女平等が実現されるよう、市民や事業者へ継続的に働きかけていきます。また、女性のキャリアアップや再就職・企業支援を拡充し、女性が活躍できるまちを目指します。

具体的施策	担当課
①男女の均等な雇用機会と待遇の確保 男女雇用機会均等法、労働基準法等の趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけ、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現をめざします。	・商工振興課 ・まなび創造館
②市職員の男女平等の推進 能力主義のもと、採用や昇任、昇格等における男女平等を推進します。 また、男女ともに幅広い分野の職務を経験させ、管理職にふさわしい人材の育成に努めます。 （現状値：平成 25 年４月１日現在） 一般行政職※に占める女性職員の割合　・・31.1% 一般行政職の管理監督者（主査級以上）に占める女性の割合・・19.1% ※医療職、保育士、消防職、技能労務職を除く	・人事課
③男女が働きやすい環境づくり パートタイマーや派遣労働者の就労条件向上のため、パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図り、多様な形で就労できる環境づくりに努めます。	・商工振興課 ・まなび創造館

具体的施策	担当課
④起業家・自営業者に対する支援 自営業等で働く女性が、仕事と家事との区別がなく働き続けることがないように、労働条件や待遇等の明確化を図るため、関係法令の周知等に努めます。 また、起業に役立つ情報を提供し、起業に関する支援を行います。	・商工振興課 ・まなび創造館
⑤育児・介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 働きたい女性への子育て支援や経済的支援策の情報の提供、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望するにあたり、就労支援策等に関する情報提供を行います。	・商工振興課 ・こども政策課 ・まなび創造館

目標数値

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
女性（25～44 歳）の労働力率	%	65.8 （平成 22 年度値）	66.0
就労支援講座の実施	講座	2	4

・産後の職場復帰に対する社会(会社)の理解が低い。出世についても男女で差がある。(男性・40 代)
・出産と子育てを支障なくできる社会的環境が、まだまだ整っていないと思う。これが少子化の原因のひとつではないか。(男性・70 代以上)
・仕事を夫婦ともにしていると、結局こどもが病気のときや PTA 等は母の役目となり、仕事にも制限がでてくるのは女性となる。(女性・30 代)
・子育ての時期だけ仕事をやめることが許されない。(女性・30 代)

※「平成 26 年度市政モニターアンケート(第 2 回)結果」より

２　仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の実現

男性の家庭生活、地域活動への参画をより一層推進するとともに、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画を進めるためには、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）を実現することが必要不可欠です。また、仕事と生活の調和は、一人ひとりの健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものです。

仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めていきます。

具体的施策	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの普及と理解の促進 関係機関と協力して、ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みや両立支援策等に関して、男女平等推進情報誌等を通して情報提供を行います。	・商工振興課 ・まなび創造館
②事業所等への啓発と取り組みに対する支援 仕事と家庭の両立を支援しているファミリーフレンドリー企業の顕彰や、男女共同参画に関する企業の取り組み状況等の調査及び、その情報提供等を通じて、企業の取り組みを促します。	・商工振興課 ・まなび創造館
③家庭における男女共同参画の推進 夫婦や親子での参加も含め、男性が参加しやすい学習機会やプログラムを充実させることで、家庭における男女共同参画意識の高揚を図ります。	・こども政策課 ・まなび創造館
④仕事と育児・介護等との両立支援策の充実 育児や介護と仕事の両立を支援するため、保育サービスや介護サービスを広く周知し、必要なときに適切にサービス提供ができるよう市民の理解を促します。また、保育サービスや介護サービスなどの量的・質的な拡充を進め、安心して利用できる環境整備に努めます。	・介護保険課 ・こども政策課 ・保育課

目標数値

項目	単位	基準値（平成 25 年度）	目標値（平成 33 年度）
子育て・介護と仕事の両立のための支援が充実していると思う市民の割合	%	46.4	50.0
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0
ファミリーサポートセンターの利用者数	人	978	1,000
保育園の待機児童数	人	27 (平成 24 年 10 月 1 日)	0

・フルタイムで女性が働いていても、家事はほとんど女性がやらなくてはならないため負担が大きい。(男性・30 代)

・家事の負担が大きすぎる。仕事も家事も育児もやれと言うのは無茶。男性も家事を分担できるような働き方を推し進めていくべき。(女性・40 代)

・子育て世代の女性がなんの心配もなく働けるような、保育施設や病児保育等を充実させる。(女性・30 代)

※「平成 26 年度市政モニターアンケート(第 2 回)結果」より

基本目標Ⅲ　男女共同参画社会の形成に向けた意識改革･教育の推進

近年は、人々の価値観や生活が多様化し、積極的な女性の社会進出や男性の育児参加が多く見受けられるようになりました。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって男女の役割を固定的にとらえる考え方は、私たちの意識や社会にいまだに根強く残っています。男女共同参画社会を形成するためには、次世代を担う全ての子どもたちが、男女共同参画を当たり前のこととして理解し、自分たちの生き方の選択の幅を広げうる考え方だという意識を持っていることが大切です。このような慣習や制度を変えていくためには、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが大切です。各種啓発活動や人権教育を推進し、男女共同参画意識を高める取り組みを推進します。

Ⅲ　男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進

１．男女共同参画意識の普及・啓発

①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
②男女共同参画に関する調査研究と情報収集・分析の強化
③家庭・学校・地域における男女平等教育の推進
④男女共同参画に関する学習機会の充実

２．男性にとっての男女共同参画

①男性の男女共同参画意識の高揚・理解の促進
②男性の抱える課題・問題への対応

３．子どもにとっての男女共同参画

①さまざまな教育の場における男女平等の促進
②学校教育の場からのキャリア教育の推進

現状と課題

本市が行っている男女共同参画社会の実現に関する取り組みの認知度を、20 代、30 代でみると、「小牧市民大学こまきみらい塾」が 20 代で 8.2%、30 代で 33.1%と約 25 ポイントの差があり、20 代の認知度の低さがうかがわれます。

「小牧市まなび創造館（女性センター）」では子育て中の方や忙しい方も受講できるよう、土・日曜日開催の講座・託児の付いている講座等もあり、これから子どもを産み育てる年代において、女性と男性の意識改革につながる１つのツールとして、今後よりよく利用してもらうための啓発活動や広報活動が必要です。

小学６年生、中学３年生の「男だから～しなさい」「女だから～しなさい」と言われた経験をみると、男子よりも女子が言われる傾向にあり、育ってきた環境や慣習による家庭内での男女平等意識の差がうかがえます。また、「母親が働き、父親が家事をする」という家庭について、小学６年生の意識は「おかしいと思う」が男女とも多いものの、中学３年生の女子では「良いと思う」が 42.6%と高くなっており、小学生との意識の差がみられます。

次世代を担う子どもたちに男女共同参画意識を持ってもらうために、教育や啓発活動が必要となってきます。

図表 19　男女共同参画社会の実現に関する取り組みの認知

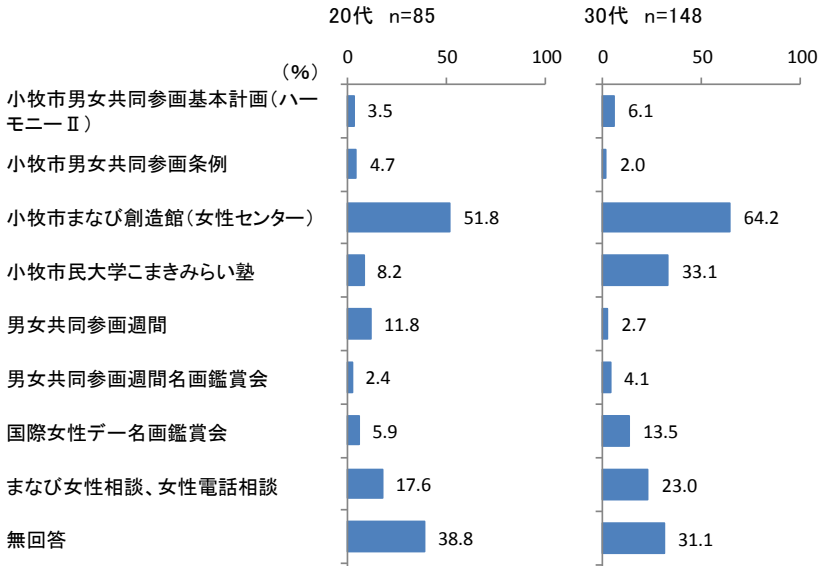

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 20　育てられた環境

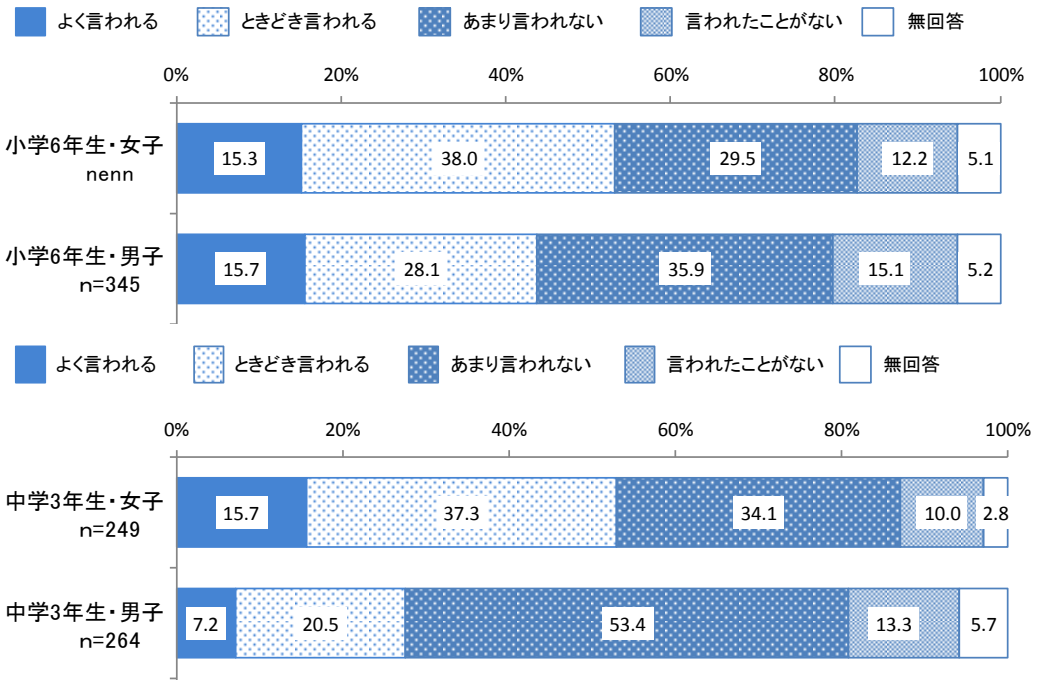

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜小学生・中学生＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 21　母親が働き、父親が家事をするという家庭について

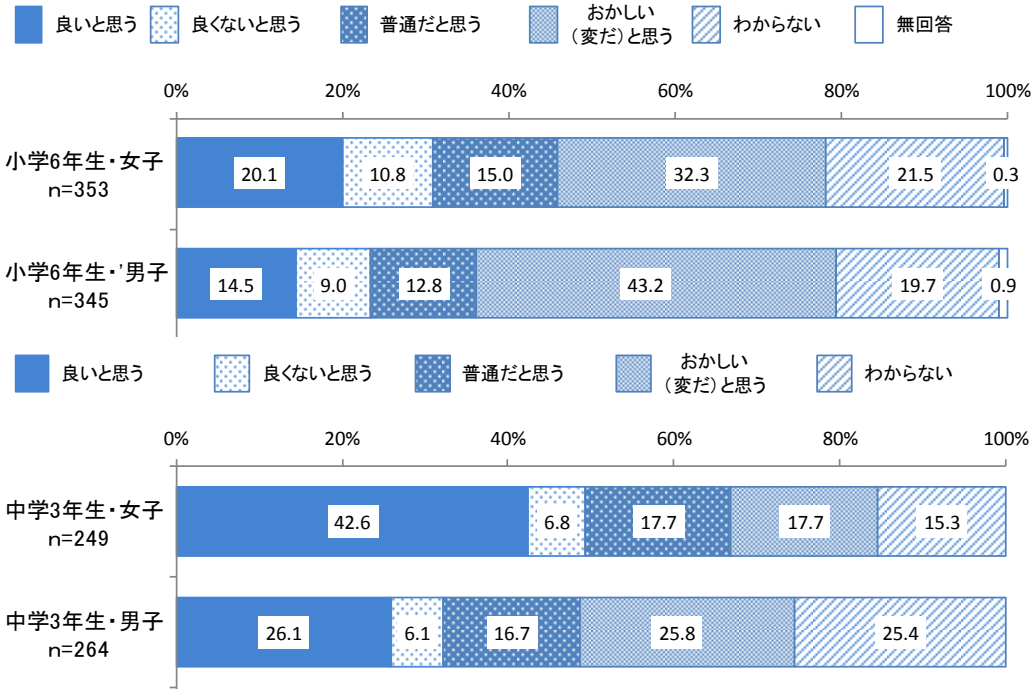

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜小学生・中学生＞（平成 26 年 6 月調査）」

施策の方向

1　男女共同参画意識の普及･啓発

家庭・地域・職場等社会のあらゆる場で、男女の役割を固定化する意識や考え方、制度や慣習等がいまだ根強く残っています。こうした意識や慣習等の中には、長い間受け継がれてきたものもあり、これを変えていくためには、一人ひとりが固定的な性別役割分担について見直し、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、意識啓発や情報提供を行います。

具体的施策	担当課
①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実 市がめざす男女共同参画社会のイメージを周知し、普及させるため、広報紙やホームページ等、さまざまな手段による啓発活動を強化します。	・秘書広報課 ・まなび創造館
②男女共同参画に関する調査研究と情報収集・分析の強化 男女共同参画に関する市民の意識を把握するため、実態調査を継続的に実施します。	・まなび創造館
③家庭・学校・地域における男女平等教育の推進 乳幼児健診時の相談、指導を通じて、親が家庭において子どもの個性を尊重した教育が実践できるよう支援します。 性別にとらわれることなく、個性や能力に応じた進路選択ができるような進路指導の充実を図ります。	・保健センター ・学校教育課 ・まなび創造館
④男女共同参画に関する学習機会の充実 生涯学習を通じて、男女共同参画について学習できるよう、学習機会や学習内容の充実を図ります。 男女の参加意欲を高めるような参加体験型プログラムを取り入れる等、学習への参加を促します。	・生涯学習課 ・まなび創造館

目標数値

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
男女共同参画という言葉の意味を知っている市民の割合	%	45.8	60.0
４か月健診時　自己肯定感健康教育実施	回	48	48

２　男性にとっての男女共同参画

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、女性だけの課題ではなく、男性にとっても重要な課題です。しかし、男女の役割を固定化する意識や考え方を持つ人は、女性よりも男性の方が多く、また、長時間労働等の影響により、家庭生活・地域活動への男性の参画はまだ十分に進んでいない現状があります。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深め、男性自身が男女の役割を固定化する意識や考え方にとらわれず、生き生きとした生活が送れるように男性の意識改革を行います。

具体的施策	担当課
①男性の男女共同参画意識の高揚・理解の促進 夫婦や親子での参加も含め、男性も参加しやすい学習機会を充実させ、家庭における男女共同参画意識の高揚を図ります。 参加者自身が興味を持てる内容の参加体験型のプログラムを検討・実施し、男性の生活面での自立を支援します。	・こども政策課 ・生涯学習課 ・まなび創造館
②男性の抱える課題・問題への対応 現在、男性が家事・育児・介護に携わるためには、職場の環境や男性自身の抵抗感が課題です。男性が家事・育児・介護に参画しやすい環境づくりに努め、市民の意識啓発を促します。	・秘書広報課 ・商工振興課 ・保健センター ・まなび創造館

目標数値

項目	単位	基準値（平成 25 年度）	目標値（平成 33 年度）
固定的な性別役割分担に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）男性の割合	%	26.8	30.0
男性を対象とした講座の開催	講座	1	2
パパママ教室開催	回	6	6
親子健康手帳個別交付率	%	92.7	95

３　子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるように取り組んでいきます。

また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるように、男女の違いを理解して、互いを尊重しあえる「育むための性の指導」を充実していきます。

具体的施策	担当課
①さまざまな教育の場における男女平等の促進 男女がそれぞれの性の特徴を学び、互いに相手の人格を尊重し、理解しあって生きる態度を育てる「性に関する指導」の充実を図ります。 子育てへの関心や将来、親となる者としての意識の醸成を図ります。	・保健センター ・こども政策課 ・学校教育課
②学校教育の場からのキャリア教育の推進 子どもたちが社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくことができるよう、キャリア教育を推進していきます。	・学校教育課

目標数値

項目	単位	基準値（平成 25 年度）	目標値（平成 33 年度）
生と性のカリキュラムの実施（小学校・中学校）	校	25	25
職業人体験学習の実施（中学校）	校	9	9

・企業向けセミナーを開き、会社の中で男性の育児休暇や介護休暇の取得について推進する。(男性・30 代)

・学校でこどもに対し、男女共同参画についての教育をする。 (男性・60 代)

・家庭の問題は夫婦で分担するべきという意識を多くの夫婦に持たせる。男性だけでなく、自分(女性)がするべきであるという先入観を持った女性も多い。こどもの頃からの教育も必要。(女性・40 代)

※「平成 26 年度市政モニターアンケート(第 2 回)結果」より

基本目標Ⅳ　安心して暮らせる環境づくり

性別に関わらず、誰もが仕事・家庭・地域等に参画できる環境を整え、充実した生活を送るための支援を行っていくことが求められています。特に、育児・介護環境の充実等は男女共同参画社会を形成するための重要な課題です。

男女共同参画社会の形成には、男女がお互いの性を十分理解し、尊重し合う意識が必要です。

現実にはドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の行為、また、結婚していない男女間の暴力であるデートＤＶといった新しい問題も顕在化してきています。ＤＶ等に対する予防・防止対策を行うとともに、性別による権利侵害や暴力の根絶に向けた取り組みを進める必要があります。同時に相談窓口の確立と被害者に対する自立支援体制を充実し、市民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが、男女共同参画社会の基本的な条件です。若い頃からの健康管理や妊娠・出産期の女性の健康管理、高齢期の健康づくり支援を充実し、どのようなライフステージにおいても、健康で充実した生活を送ることができるように努めます。

Ⅳ　安心して暮らせる環境づくり

１．安心して生活するための環境づくり

①高齢者や障がい者の生活の安定・自立のための支援
②ひとり親家庭の生活の安定・自立のための支援
③地域における各種生活支援の充実
④外国人女性やその家族が安心して生活できる環境づくり

２．人権についての正しい認識と人権侵害への予防・対策

①人権教育・啓発の充実
②メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解く力）の向上
③男女間における暴力の根絶
④セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・ストーカー行為の防止

３．生涯を通じた健康づくりのための支援

①年齢に伴い変化する生活環境・身体状況に応じた健康づくりのための支援
②女性の身体への自己決定権の尊重
③性差医療（男女の性差を考慮した医療）の充実

現状と課題

本市の調査結果によれば、女性の人権について尊重されていないと感じることは、職場の待遇の違いやストーカー行為、性犯罪等が多く、男性の人権について尊重されていないと感じることは、肉体労働や痴漢行為/冤罪等が多くなっています。

また、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）を受けた際に相談した人は、女性では24.5%、男性では8.4%となっており、男性では相談をしていない人が６割以上となっています。

暴力や児童虐待は、相手の人権を無視した行為であり、近年は女性に限らず社会問題となっています。こうした問題に対処、予防するためにも関係機関と連携を強化していく必要があります。

生涯にわたる健康づくりのための支援策については、女性の「医療機関での性別専門外来の設置」で 36.3%と高い割合を示しており、定期的な健康診査の受診率の向上とあわせ、今後の支援策として必要な課題です。

図表 22　尊重されていないと感じること

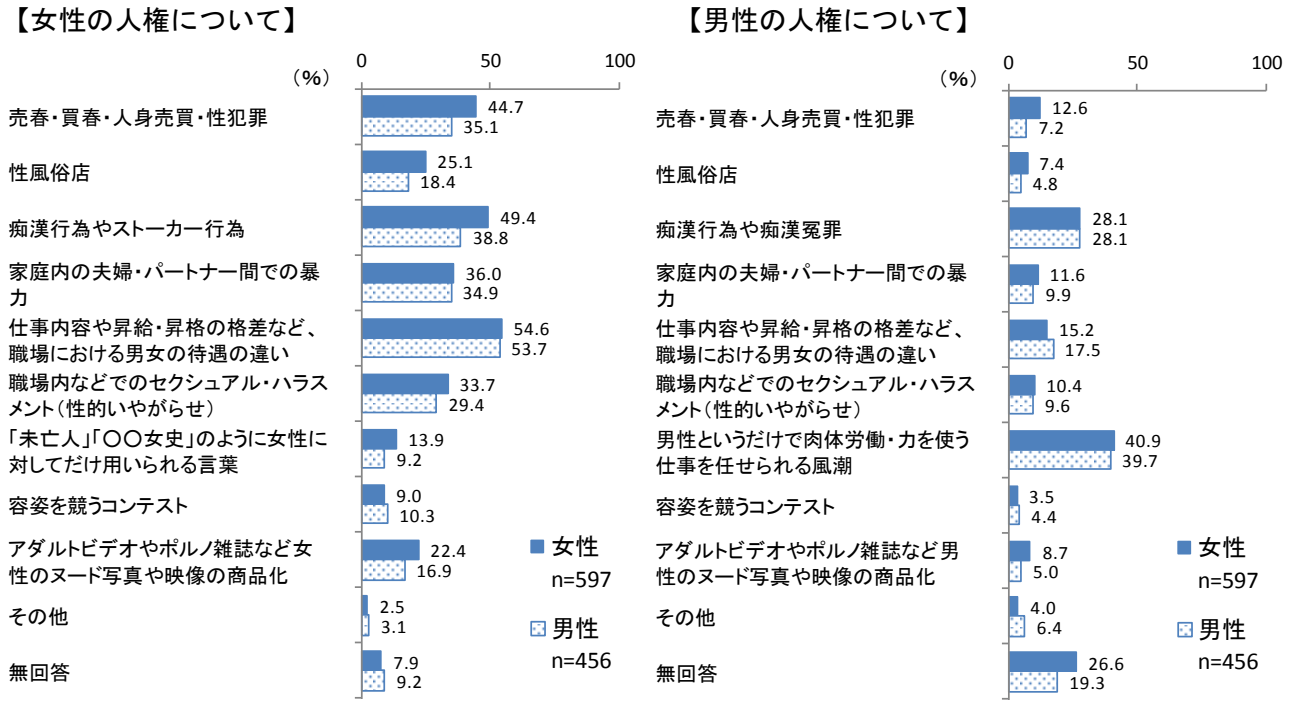

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 23　ＤＶを受けた際の相談の有無

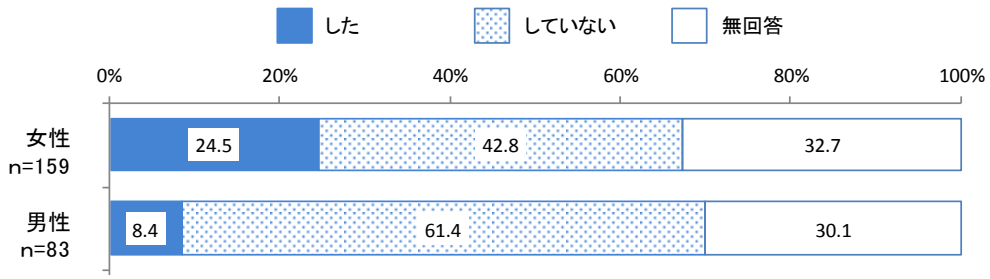

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 24　被害の有無

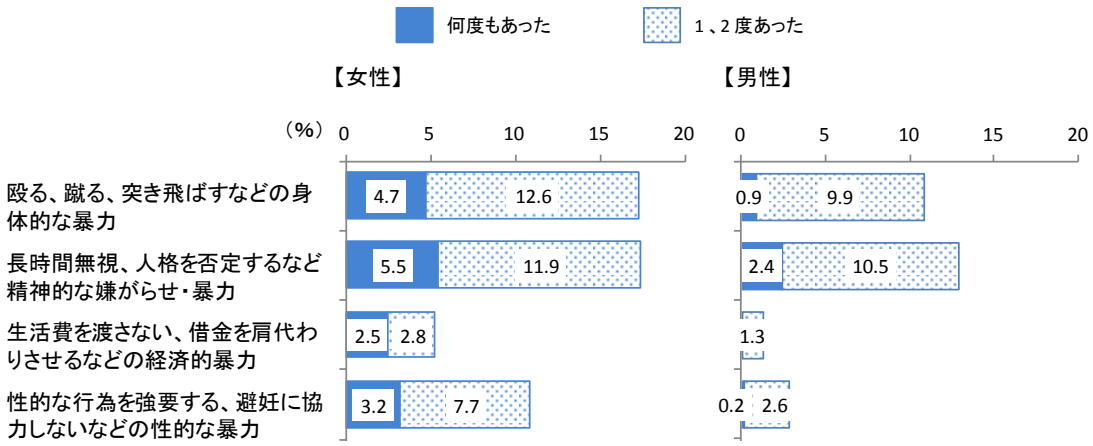

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 25　セクシュアル・ハラスメントに関する取り組み

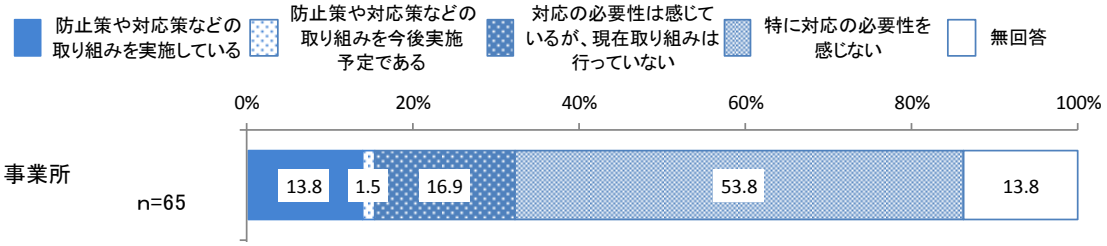

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜事業所＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 26　パワー・ハラスメントに関する取り組み

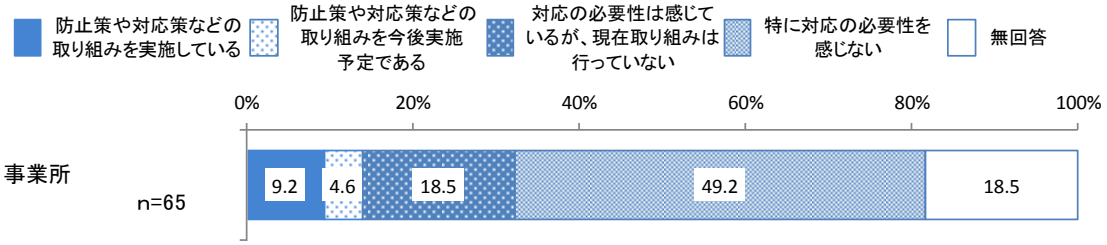

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜事業所＞（平成 26 年 6 月調査）」

図表 27　生涯にわたる健康づくりのための支援策

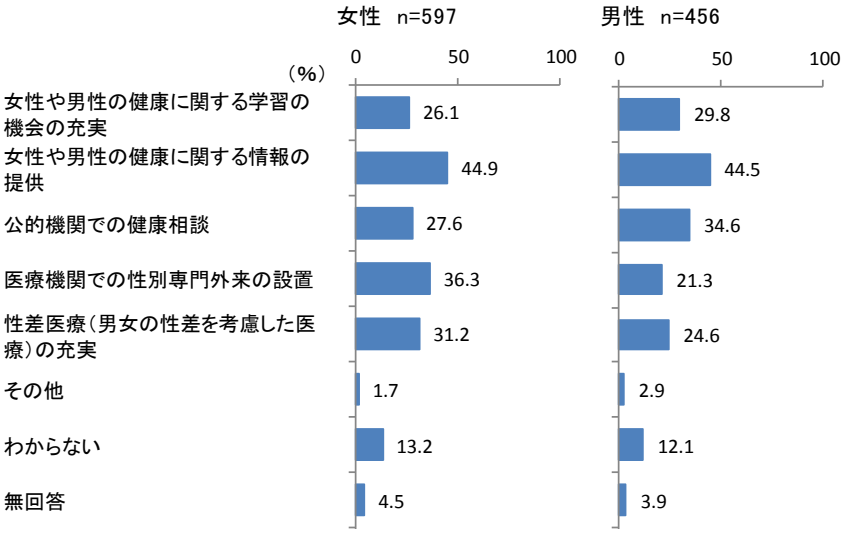

資料：小牧市「小牧市男女共同参画に関するアンケート＜一般＞（平成 26 年 6 月調査）」

施策の方向

１　安心して生活するための環境づくり

男女が安心して生活できる社会を実現するためには、高齢者や障がい者への支援策の充実が必要です。特に、介護の問題は、全ての市民に関わる問題であるとともに、介護負担が女性に偏りがちであることがしばしば指摘されています。市の福祉サービスや介護保険サービスの提供体制の充実を図るとともに、それらを有効に活用して生活していくための支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭についても、自立して生活するための支援や、子育てへの支援等を充実していくことが必要です。同時に、地域の課題は地域で支援していくことを前提に、家庭や地域、学校等が連携することによる地域ぐるみの支援を充実していきます。

具体的施策	担当課
①高齢者や障がい者の生活の安定・自立のための支援 高齢者や障がい者が、介護保険制度や支援費制度によるサービスを円滑に利用できるような環境づくりに努め、高齢者や障がい者の生活の自立を支援します。	・地域福祉課 ・介護保険課
②ひとり親家庭の生活の安定・自立のための支援 家庭児童相談、ひとり親家庭相談の充実、就労支援等を通じ、ひとり親家庭の自立を支援します。	・こども政策課 ・まなび創造館
③地域における各種生活支援の充実 高齢者や障がい者等の日常的な生活課題を、地域でサポートしようとする意識づくりを進め、地域福祉の推進を図ります。	・福祉総務課 ・地域福祉課
④外国人女性やその家族が安心して生活できる環境づくり 外国人の方は、言葉の違いや文化・価値観の違い、地域における孤立等により、日本人よりも困難な状況に置かれている可能性があります。男女共同参画の観点からも、外国人の方を対象とした支援を進めていきます。	・シティプロモーション課

目標数値

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
母子・父子相談件数	件	1,007	1,100

２　人権についての正しい認識と人権侵害への予防･対策

人権についての正しい知識を培い、男女の人権が尊重されることは、男女共同参画社会の実現における最も基本的な要素です。そのためには、男女の人権をはじめ、高齢者、子ども、外国人等、さまざまな形の人権問題を理解することが必要となります。女性をはじめ、さまざまな人権問題についての啓発を行うとともに、学習機会の拡充に努めます。

具体的施策	担当課
①　人権教育・啓発の充実 女性をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のさまざまな人権問題への正しい認識を育む啓発を行います。	・市民安全課 ・学校教育課 ・まなび創造館
②メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解く力）の向上 情報のもたらす影響力の大きさを知り、メディアの情報を客観的に評価・分析する力を養うための啓発活動を行うとともに、教育・学習機会を充実させます。	・まなび創造館
③男女間における暴力の根絶 ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、ストーカー行為等さまざまな人権問題に関する悩み事相談の体制の充実を図ります。 男女をとりまくさまざまな悩みごとを救済するため、関係機関によるネットワークを構築します。	・福祉総務課 ・まなび創造館
④セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・ストーカー行為の防止 セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、ストーカー行為、児童虐待等、さまざまな人権問題に関する情報提供や関係法令の周知等により、問題の防止に努めます。	・市民安全課 ・福祉総務課 ・こども政策課 ・まなび創造館

目標数値

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
女性相談を知っている女性の割合	%	52.1	60.0
女性相談でＤＶ相談が受けられると知っている女性の割合	%	69.7	77.0

３　生涯を通じた健康づくりのための支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。心身の健康を保持し、男女が互いの身体の違いを理解しあい、思いやりをもって生きていくことが大変重要です。

具体的施策	担当課
①年齢に伴い変化する生活環境・身体状況に応じた健康づくりのための支援 健康相談・健康教育等を行うことで、市民の主体的な健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図ります。 生涯を通じて心身ともに健康で過ごすための学習や活動の機会の拡充に努めます。	・保健センター ・まなび創造館 ・スポーツ推進課
②女性の身体への自己決定権の尊重 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理念について啓発し、周知を進めることで、妊娠/出産等に関する女性の自己決定権を尊重する意識の浸透を図ります。	・保健センター
③性差医療（男女の性差考慮した医療）の充実 女性専用相談室において女性が相談しやすい環境づくりに努めます。	・市民病院

目標数値

項目	単位	基準値（平成 25 年度）	目標値（平成 33 年度）
子宮がん検診（集団・個別）受診率	%	8.6	13.0
乳がん検診（集団）受診率	%	10.3	15.0
自分自身を好きと言える市民の割合	%	76.7	80.0

・男性向けの電話相談窓口を設置し、女性だけでなく男性の悩みごとにも対応すると良いかもしれませんね。母子家庭には手当があるけれど、父子家庭には同じような手当てがないと聞いたことがあります。そういう部分も改善した方が良いかと思います。(女性・30 代)

※「平成 26 年度市政モニターアンケート(第 2 回)結果」より抜粋

第５章　計画の推進にあたって

第５章　計画の推進にあたって

本計画は、男女共同参画推進会議を中心に、庁内各課が連携して計画を推進します。

また、その結果や進捗状況について、数値目標等を活用し客観的に把握、施策効果の分析を行い、PDCA サイクルにより進捗管理を図っていきます。

１．推進体制の整備・充実

計画の推進にあたっては、庁内における推進組織である男女共同参画推進会議及び男女共同参画推進会議専門部会を中心に、全庁を挙げて、本計画を推進する体制をさらに強化していくことが必要です。

また、庁内で推進した計画の内容を男女共同参画審議会において把握・評価することにより、問題点の解消を図ることも重要となります。

○推進会議による推進体制の強化

庁内推進組織である男女共同参画推進会議を中心に、庁内各課が連携して計画を推進する体制を強化します。市職員一人ひとりが、男女共同参画の意義と必要性を正しく理解し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、啓発を行います。

○進行管理体制の確立

男女共同参画審議会を中心に、施策の継続的な研究や、計画の進捗状況の報告を定期的に行います。また、目標値を掲げ、事業実施報告において目標達成度の評価を取り入れます。

２．市、市民、事業者の協働による計画の推進

男女共同参画社会の形成は、市だけでなく、市民、事業者による協働が重要です。市民の活動や学習、交流、相談の場として女性センターの活動を充実し、地域活動への積極的な展開を支援していきます。また、条例に基づく市、市民、事業者の役割を踏まえ、具体的な行動を促すよう情報提供・啓発を継続していきます。

○女性センターの有効活用

男女共同参画社会実現に向けた推進拠点として、女性センターの機能が発揮できるように、男女共同参画に関する知識や意識の普及のための学習や情報収集・提供、活動の場の提供を行います。また、男女の悩みに関する相談や男女共同参画推進に携わる団体の活動の相談等、さまざまな相談に対する体制を充実させ、地域活動への積極的な展開を図ります。

〇条例に基づく行動の促進

条例に基づく市、市民、事業者の役割を踏まえ、具体的な行動を促すように情報提供・啓発を継続していきます。

参考資料

参考資料

１．女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

（１９７９年１２月１８日国際連合総会採択　１９８１年９月３日発効）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第１部

第１条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c)　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d)　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e)　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f)　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g)　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条

１　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又

は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第５条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b)　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部

第７条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条

１　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

２　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部

第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得

のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b)　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c)　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e)　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d)　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2　1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　家族給付についての権利

(b)　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c)　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d)　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f)　あらゆる地域活動に参加する権利

(g)　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h)　適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子

と平等に取り扱う。

3　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a)　婚姻をする同一の権利

(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g)　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h)　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会はこの条約の効力発生の時は１８人の、３５番目の締約国による批准又は加入の後は２３人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から１人を指名することができる。

3　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後６箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも３箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を２箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投

票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5　委員会の委員は、４年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち９人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの９人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6　委員会の５人の追加的な委員の選挙は、３５番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち２人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの２人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

1　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から１年以内

(b)　その後は少なくとも４年ごと、更には委員会が要請するとき。

2　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

1　委員会は、手続規則を採択する。

2　委員会は、役員を２年の任期で選出する。

第 20 条

1　委員会は、第１８条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年２週間を超えない期間会合する。

2　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

1　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第６部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a)　締約国の法令

(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

２　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

１　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

２　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准害又は加入書が寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

２．男女共同参画社会基本法（平成 11 年６月 23 日法律第 78 号）

改正　平成 11 年　７月 16 日法律第 102 号
同　11 年 12 月 22 日同　第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は

慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第 21 条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第３項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条　会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の４未満であってはならない。

４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成 11 年７月 16 日法律第 102 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第 10 条第１項及び第５項、第 14 条第３項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成 13 年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

３．小牧市男女共同参画条例

平成１５年３月２８日
条例第５号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　基本的施策（第８条―第１４条）
第３章　小牧市男女共同参画審議会（第１５条）
第４章　雑則（第１６条）
附則

わが国では、戦後、婦人参政権が実現するとともに、日本国憲法において法の下での平等を基本に個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権が定められ、国際社会の動向と連動しつつ「男女共同参画社会基本法」の施行など、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みがなされてきた。

史跡小牧山を有し、尾張北部における中核都市として発展してきた私たちのまち小牧市においては、小牧市女性行動計画（ハーモニー）を策定するとともに、女性センターを開館するなど、男女が平等な立場で生き生きと生活できる社会づくりに向けて市民、事業者と市が一体となって努力をしてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が今なお根強く存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。また、少子高齢化、家族形態及び地域社会の変化など、現代の社会経済状況への対応も求められている。

真の男女平等の達成には、男女が、互いに人間としての尊厳を認め合い、相互の支援が生まれる社会、自らの責任で多様な生き方を選択できる社会の形成が重要であり、その実現はすべての市民の願いである。

新しい世紀となった今、男女共同参画社会の形成についての基本的な考え方を明らかにし、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画し、性別にかかわりなく自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を定め、市、市民及び事業者の目指すべき姿及び役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

２　この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する人をいう。

３　この条例において「事業者」とは、市内における公的機関、事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等をいう。

４　この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、市民生活のあらゆる場において他の人を不快にさせたり、他の人に不利益を与えたりする性的な言動をいう。

５　この条例において「ドメスティック・バイオレンス」とは、夫婦又は恋人などの親密な関係にある人から受ける精神的、身体的、経済的等の暴力行為をいう。

（基本的な考え方）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる基本的な考え方にのっとり推進されなければならない。

(1)　男女が性別を理由に差別されることなく、個人の個性及び能力を十分に発揮できる機会が均等に確保され、個人としての人権が尊重されること。

(2)　男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うこと。

(3)　男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者における方策の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4)　家族を構成する男女が家庭生活における活動及びそれ以外の活動を両立させることができるようにすること。

(5)　社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないように配慮されること。

(6)　男女は互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠その他の性と生殖に関する事項において健康及び自らの決定が尊重されること。

(7)　男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の役割）

第４条　市は、前条の基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）にのっとり、男女共同参画社会を実現するためのあらゆる施策を策定し、実施しなければならない。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本的な考え方にのっとり、男女共同参画について理解を深め、あらゆる分野において男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の担い手となるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本的な考え方にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の実現に積極的な役割を担うものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も、あらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　性別を理由とする差別的扱い

(2)　セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による権利侵害行為

２　何人も、広く表示する情報、広告物等において、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現及び不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第２章　基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画の策定）

第８条　市長は、基本的な考え方にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、基本計画を定めるときは、市民及び事業者の意見を反映させることができるよう努めなければならない。

４　市長は、基本計画を定めるときは、第１５条第１項に規定する小牧市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

５　市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（調査及び研究）

第９条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画の推進に関する情報の収集等の調査及び研究に努めなければならない。

（施策の実施状況等の公表）

第１０条　市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況等を公表しなければならない。

（国際的な協力のための措置）

第１１条　市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、外国人との交流の促進、情報交換等必要な措置を講じなければならない。

（相談の対応等）

第１２条　市長は、性別を理由とする人権の侵害等に関する市民の相談について、相談員の配置等必要な措置を講じなければならない。

（広報及び支援）

第１３条　市は、男女共同参画社会の形成について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等の適切な措置を講じなければならない。

２　市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女共同参画に関するすべての世代の市民が受ける学習等のために必要な支援に努めなければならない。

（政策決定過程への女性の参画推進）

第１４条　市長は、政策決定過程への女性の参画を推進するため、附属機関として設置する審議会等の委員に女性を積極的に任命し、又は委嘱するよう努めなければならない。

第３章　小牧市男女共同参画審議会

（小牧市男女共同参画審議会）

第１５条　男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、小牧市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　基本計画の策定及び変更に関する事項

(2)　男女共同参画の推進に関する事項

３　審議会は、委員１０人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　各種団体の関係者

(3)　その他市長が必要と認める者

5　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任することができる。

7　審議会は、第２項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

8　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

1　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

2　第８条第１項に規定する基本計画が定められるまでの間、平成６年に定められた小牧市女性行動計画は、同項の規定により定められた基本計画とみなす。

４．小牧市男女共同参画審議会規則

平成１５年３月２８日
規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、小牧市男女共同参画条例（平成１５年小牧市条例第５号）第１５条第８項の規定に基づき、小牧市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第３条　審議会に、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第５条　審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1)　小牧市情報公開条例（平成１２年小牧市条例第３９号）第７条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2)　会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

５．小牧市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

	氏　　名	備　　考
会　長	代田　義勝	名古屋経済大学短期大学部教授
副会長	岩下　道子	一般公募
委　員	松田　照美	名古屋学院大学講師
〃	宮﨑　康弘	三友工業株式会社
〃	林　義人	元青年会議所代表
〃	大野　順子	市民講座講師
〃	牧　とよ子	地域アドバイザー 「はじめの一歩」男女共同参画おたすけ隊
〃	松井　幸子	女性相談協働事業
〃	林　千代子	一般公募
〃	市川　紀六	一般公募

６．小牧市男女共同参画推進会議設置要綱

（設置）

第１　男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、小牧市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画基本計画の推進に関すること。

(2) 男女共同参画関係施策の調査・研究及び企画に関すること。

(3) 男女共同参画推進施策の関係部課との連絡・調整に関すること。

(4) その他男女共同参画推進に関すること。

（組織）

第３　推進会議の委員は、別表１に掲げる職にある者をもって組織する。

２　推進会議に議長を置き、教育部長をもって充てる。

３　推進会議は、第２の所掌事務を審議し、推進する。

（招集等）

第４　推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

２　議長は、必要があると認めたときは、関係職員に対して出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（専門部会）

第５　議長は、専門的事項について調査・研究をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会の委員は、別表２に掲げる職にある者をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、推進会議の委員の中から議長が指名する。

（庶務）

第６　推進会議の庶務は、まなび創造館において処理する。

（委任）

第７　この要綱に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３年４月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年５月１日から施行する。

別表１(第３関係)

小牧市男女共同参画推進会議組織

推進会議

役　職	職　　名
議　長	教育部長
委　員	教育委員会事務局次長(学校教育担当)
〃	教育委員会事務局次長(社会教育担当)
〃	市長公室次長
〃	総務部次長
〃	地域活性化営業部次長
〃	市民生活部次長
〃	健康福祉部次長
〃	こども未来部次長
〃	都市建設部次長(建設担当)
〃	都市建設部次長(都市整備担当)
〃	上下水道部次長
〃	市民病院事務局次長
〃	会計管理者
〃	消防本部副消防長
〃	消防本部消防署長

別表２(第５関係)

専門部会

部　　会	役　職	職　　名
(１)あらゆる分野への男女共同参画の促進 (２)男女が働きやすい環境づくり (３)男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進 (４)安心できる生活環境と、生涯を通じた健康づくりのための支援 (５)人権意識の高揚と人権教育の充実 (６)計画推進のために	部会長	教育委員会事務局次長 (社会教育担当)
	委　員	市政戦略課長
	〃	秘書広報課長
	〃	人事課長
	〃	協働推進課長
	〃	危機管理課長
	〃	総務課長
	〃	市民安全課長
	〃	市民課長
	〃	農政課長
	〃	商工振興課長
	〃	福祉総務課長
	〃	地域福祉課長
	〃	こども政策課長
	〃	保育課長
	〃	保健センター所長
	〃	学校教育課長
	〃	生涯学習課長
	〃	スポーツ推進課長

なお、上記の所管課に女性の管理職がいる場合は、その者を委員に充てることができるものとする。

7．小牧市男女共同参画推進会議委員名簿

役　　職	職　　名	氏　　名
議　長	教育部長	大野　成尚
委　員	教育委員会事務局次長 （学校教育担当）	永井　新一
〃	教育委員会事務局次長 （社会教育担当）	舟橋　泉
〃	市長公室次長	舟橋　逸喜
〃	総務部次長	坂井田　健司
〃	地域活性化営業部次長	澤木　厚司
〃	市民生活部次長	廣畑　英治
〃	健康福祉部次長	山田　祥之
〃	こども未来部次長	伊藤　武志
〃	都市建設部次長 （建設担当）	平岡　健一
〃	都市建設部次長 （都市整備担当）	渡辺　学
〃	上下水道部次長	波多野　直人
〃	市民病院事務局次長	山本　哲修
〃	会計管理者	水野　良夫
〃	消防本部副消防長	山田　徹
〃	消防本部消防署長	伊神　彰

８．小牧市男女共同参画推進会議専門部会委員名簿

部　　会	役　　職	職　　名	氏　　名
（１）あらゆる分野への男女共同参画の促進 （２）男女が働きやすい環境づくり （３）男女共同参画社会の形成に向けた意識改革・教育の推進 （４）安心できる生活環境と、生涯を通じた健康づくりのための支援 （５）人権意識の高揚と人権教育の充実 （６）計画推進のために	部会長	教育委員会事務局次長（社会教育担当）	舟橋　泉
	委　員	市政戦略課長	鵜飼　達市
	〃	秘書広報課長	石川　徹
	〃	人事課長	駒瀬　勝利
	〃	協働推進課長	江口　幸全
	〃	総務課長	笹原　浩史
	〃	危機管理課長	余語　敏彦
	〃	農政課長	丹羽　猛
	〃	商工振興課長	松浦　智明
	〃	市民安全課長	村田　吉隆
	〃	福祉総務課長	入江　慎介
	〃	地域福祉課長	高木　大作
	〃	市民課長	松永　祥司
	〃	保健センター所長	江崎　みゆき
	〃	こども政策課長	須崎　弘子
	〃	保育課長	長谷川　隆司
	〃	学校教育課長	植松　浩二郎
	〃	生涯学習課長	船橋　嘉成
	〃	スポーツ推進課長	落合　健一

なお、上記の所管課に女性の管理職がいる場合は、その者を委員に充てることができるものとする。

９．男女共同参画基本計画策定事務局局員名簿

役　　職	氏　　名
教育長	安藤　和憲
教育部長	大野　成尚
教育委員会事務局次長 （社会教育担当）	舟橋　泉
まなび創造館長	羽飼　直樹
事業係係長	坪井　麻紀
事業係主事	平野　美保
事業係主事	大住　麻里菜
事業係主事補	間野　誉弘

10. 計画策定の経緯

年月日	内容
平成２６年度	
５月８日	第１回審議会開催 ・男女共同参画基本計画改訂に係る今後の取り組みについて ・「男女共同参画に関する市民意識調査」内容決定
５月２８日 ～６月２０日	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 （回収数　一般：1,081 件（36.0%）、小学６年生：702 件、中学３年生：523 件、事業所：65 件（21.7%））
７月１０日	第２回審議会開催 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施状況及び集計速報 ・「第２次小牧市男女共同参画基本計画（ハーモニーⅡ）」推進状況報告
８月２０日	第１回推進会議開催 ・男女共同参画基本計画改訂に係る今後の取り組みについて ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施状況及び集計速報 ・「第２次小牧市男女共同参画基本計画（ハーモニーⅡ）」推進状況報告
８月２１日	第１回推進会議専門部会開催 ・男女共同参画基本計画改訂に係る今後の取り組みについて ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施状況及び集計速報 ・「第２次小牧市男女共同参画基本計画（ハーモニーⅡ）」推進状況報告
８月２９日	第３回審議会開催 ・男女共同参画基本計画改訂に係る骨子案について ・「男女共同参画に関する市民意識調査」集計報告
１１月４日	第２回推進会議開催 ・第３次男女共同参画基本計画計画素案について
１１月５日	第２回推進会議専門部会開催 ・第３次男女共同参画基本計画計画素案について
１１月６日	第４回審議会開催 ・第３次男女共同参画基本計画計画素案について ・パブリックコメントについて
１１月１９日	第３回推進会議専門部会開催 ・第３次男女共同参画基本計画計画素案内容検討 ・パブリックコメントについて
１２月２日	第３回推進会議開催 ・第３次男女共同参画基本計画計画素案内容検討 ・パブリックコメントについて
１２月２０日 ～１月２５日	「第３次小牧市男女共同参画基本計画に係るパブリックコメント」実施 ・意見提出者２名（４件）
３月２４日	第５回審議会開催

11. 男女共同参画に関する年表

	世界	日本
1972 年 （昭和 47）	12 月　1975 年を国連総会で国際婦人年とすることを宣言	
1974 年 （昭和 49）	1 月　国連婦人の地位委員会で「国際婦人年活動計画」を採択	11 月　国際婦人年のための関係各省庁連絡会議を設置
1975 年 （昭和 50）	6 月　「国際婦人年世界会議」（於メキシコシティ）開催 6 月　「世界行動計画」採択 12 月　国連婦人の 10 年（’76～’85）決定	6 月　「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択 9 月　婦人問題企画推進本部設置 9 月　婦人問題企画推進会議設置 9 月　婦人問題担当室設置 11 月　「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催
1976 年 （昭和 51）	4 月　ILO に婦人労働問題担当室設置	4 月　「育児休業法」施行 10 月　「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議」提出 11 月　民法の一部を改正する法律施行
1977 年 （昭和 52）	6 月　ILO 第 63 回総会で「看護職員条約ならびに勧告」採択	1 月　「国内行動計画」策定 10 月　国内行動計画前期重点目標決定 10 月　国立婦人教育会館開館
1978 年 （昭和 53）		1 月　「国内行動計画第 1 回報告書－婦人の施策と現状－」公表
1979 年 （昭和 54）	11 月　「国連婦人の 10 年 ESCAP 地域政府間準備会議」（於ニューデリー）開催 12 月　「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	7 月　相続に関する民法改正要綱試案を公表
1980 年 （昭和 55）	7 月　「国連婦人の 10 年 1980 年世界会議」（於コペンハーゲン）開催 7 月　「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 7 月　「女子差別撤廃条約（略称）」署名式	5 月　「国内行動計画第 2 回報告書」発表 7 月　「女子差別撤廃条約」への署名 10 月　「国連婦人の 10 年中間年全国会議」開催
1981 年 （昭和 56）	6 月　ILO 総会で、「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約ならびに勧告」採択 9 月　「女子差別撤廃条約」発効	1 月　「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 5 月　「婦人に対する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定
1982 年 （昭和 57）		
1984 年 （昭和 59）	3 月　「国連婦人の 10 年世界会議」ESCAP 地域政府間準備会議（於東京）開催	3 月　「アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム」開催 12 月　「家庭科に関する検討会議報告書」提出
1985 年 （昭和 60）	7 月　「国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議」（於ナイロビ）開催 7 月　西暦 2000 年に向けての「ナイロビ将来戦略」採択	1 月　国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 5 月　「男女雇用機会均等法」成立 6 月　「女子差別撤廃条約」批准
1986 年 （昭和 61）		2 月　「婦人問題企画推進会議」に替え「婦人問題企画推進有識者会議」設置 4 月　「男女雇用機会均等法」施行
1987 年 （昭和 62）		5 月　「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定

	愛知県	小牧市
1972 年 （昭和 47）		
1974 年 （昭和 49）		
1975 年 （昭和 50）		
1976 年 （昭和 51）	4 月　総務部に青少年婦人室を設置 5 月　あいち婦人のつどい開始 7 月　「婦人関係行政推進会議」設置 9 月　婦人問題懇話会設置 9 月　婦人の生活態度と意識に関する調査を開始 10 月　県婦人団体連盟結成	
1977 年 （昭和 52）	3 月　「愛知の婦人ーちゃるまーー」発刊	
1978 年 （昭和 53）	3 月　愛知県地方計画・推進計画’78～’80 に「婦人のために」を位置づける 4 月　県事務所に婦人問題総合窓口開設 4 月　婦人労働サービスセンター開設 4 月　保育大学校開設 6 月　「地方機関婦人問題推進連絡会議、市町村婦人問題連絡会議」設置	
1979 年 （昭和 54）	4 月　母子福祉会館開館 11 月　婦人国際交流事業開始	
1980 年 （昭和 55）	7 月　「国連婦人の 10 年 1980 年世界会議 NGO フォーラム」への参加 11 月　「昭和 55 年度北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」（総理府共催、於愛知県）開催	
1981 年 （昭和 56）	4 月　婦人職業サービスルーム開設 6 月　婦人情報資料コーナー開設	
1982 年 （昭和 57）	3 月　第 5 次愛知県地方計画に「婦人部門」を位置づける 4 月　地域婦人問題開発事業開始	
1984 年 （昭和 59）	3 月　婦人情報システム構想研究会開催 4 月　「市町村婦人対策推進事業費補助制度」開始 11 月　「婦人地域活動者表彰制度」開始	8 月　「小牧市婦人地域活動推進会議」設置
1985 年 （昭和 60）	4～11 月　「国連婦人の 10 年」記念事業の実施	2 月　第 1 回こまき婦人のつどい開催
1986 年 （昭和 61）	11 月　婦人情報・相談・交流コーナー開設	
1987 年 （昭和 62）	4 月　女性グループ活動交流事業開始	

	世界	日本
1988 年 （昭和 63）		
1989 年 （平成元）		
1990 年 （平成 2）	5 月　「ナイロビ将来戦略見直し勧告」採択	
1991 年 （平成 3）		5 月　「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 5 月　「育児休業法」成立
1992 年 （平成 4）		4 月　「育児休業法」施行 12 月　婦人問題担当大臣任命（河野洋平内閣官房長官）
1993 年 （平成 5）	6 月　「世界人権会議」開催（於ウィーン） 12 月　国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	1 月　「婦人問題に関する全国女性リーダー会議」開催 4 月　中学校での家庭科の男女必修完全実施 12 月　「パートタイム労働法」施行
1994 年 （平成 6）	1 月　女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第 2・3 回） 4 月　「「開発と女性」に関する第 2 回アジア太平洋大臣会議」（於ジャカルタ）開催 6 月　「ESCAP 政府間会議」（アジア太平洋経済社会委員会） 9 月　「国際人口開発会議」（於カイロ）開催（リプロダクティブヘルス/ライツの提唱）	4 月　高等学校での家庭科の男女必修学年進行により実施 6 月　男女共同参画室設置 6 月　男女共同参画審議会設置 7 月　男女共同参画推進本部設置 7 月　「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催
1995 年 （平成 7）	9 月　「第 4 回世界女性会議」（於北京）開催 9 月　「北京宣言及び行動綱領」採択	6 月　「ILO 156 号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 6 月　「育児・介護休業法」成立
1996 年 （平成 8）		7 月　「男女共同参画ビジョン」答申 12 月　「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1997 年 （平成 9）		4 月　「男女共同参画審議会設置法」施行 6 月　「男女雇用機会均等法」の一部改正
1998 年 （平成 10）		11 月　「男女共同参画社会基本法について」答申

	愛知県	小牧市
1988 年 （昭和 63）	4 月　「あいち女性プラン」策定に着手 高辻センター開館	
1989 年 （平成元）	3 月　愛知県 21 世紀計画に「女性部門」を位置づける 10 月　「あいち女性プラン」策定	
1990 年 （平成 2）	4 月　地域実践活動交流事業開始 6 月　あいち女性プラン推進記念講演会開催 7 月　白菊荘改築	4 月　教育委員会事務局社会教育課内に青少年婦人係を設置 9 月　「第 4 次小牧市総合計画」に「女性」の部門を位置づける（平成 3 年度から実施）
1991 年 （平成 3）	3 月　「女性総合センター基本計画」策定 4 月　婦人相談所移転 5 月　婦人週間記念フォーラム開催 11 月　あいち女性プラン推進研究会設置	3 月　小牧市女性問題懇話会設置 4 月　「小牧市女性行政推進会議」設置 8 月　市民を対象に抽出による「男女平等に関する意識調査」を実施 12 月　「小牧市女性対策の概要」発行
1992 年 （平成 4）	4 月　女性人材養成事業開始 9 月　市町村女性行政担当者研修会開始	2 月　「小牧市女性問題懇話会中間報告書」を市長に提出 5 月　「小牧市婦人地域活動推進会議」を「小牧市女性活動推進会議」へ改称 8 月　「小牧市女性対策の概要」発行 11 月　「男女平等に関する意識調査報告書」発行
1993 年 （平成 5）	4 月　青少年婦人室を青少年女性室に改称 4 月　審議会等委員への女性の登用推進要綱制定 女性総合センター起工式 10 月　市町村女性行政主管課長会議開始	3 月　小牧市女性問題懇話会提言書を市長に提出 4 月　青少年婦人係を青少年女性係へ改称 8 月　「小牧市女性対策の概要」発行
1994 年 （平成 6）	3 月　「あいち農山漁村女性プラン」策定 5 月　愛知県女性地域或実践活動交流協議会結成	2 月　こまき女性のつどい十周年記念大会開催 3 月　「小牧市女性行動計画　ハーモニー」策定 7 月　「小牧市女性対策の概要」発行
1995 年 （平成 7）	4～11 月　第 4 回世界女性会議記念事業実施	7 月　市民を対象に抽出による「男女平等に関する意識調査」を実施 9 月　小牧市まなび創造館女性センター開設
1996 年 （平成 8）	4 月　財団法人あいち女性総合センター設置 4 月　「あいち女性プラン」研究会設置 5 月　愛知県女性総合センター開館 9 月　女性参政 50 年記念フォーラム開催	2 月　「男女平等に関する意識調査報告書」発行 2 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行 3 月　小牧市女性問題懇話会から女性行動計画推進に向けて提言 8 月　女性参政権行使 50 周年記念事業「こまき女性議会」開催 12 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行
1997 年 （平成 9）	2 月　女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 9 月　男女共同参画推進地域フォーラム開催 10 月　「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定	8 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行 11～12 月　男女共同参画社会を実現するための標語募集
1998 年 （平成 10）	3 月　「愛知 2010 計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づける） 10 月　あいち男女共同参画推進市町村サミット開催	2 月　標語優秀作品表彰式 8 月　「小枚市女性行動計画推進状況報告書」発行

	世界	日本
1999 年 （平成 11）		5 月　「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6 月　「男女共同参画社会基本法」成立・施行
2000 年 （平成 12）	6 月　国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（於ニューヨーク） 6 月　「政治宣言」及び「成果文書」を採択	7 月　男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方針について」 9 月　男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」 11 月　「ストーカー規制法」施行 12 月　「男女共同参画基本計画」策定
2001 年 （平成 13）		1 月　「男女共同参画会議」設置 1 月　内閣府に男女共同参画局が新設 4 月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 6 月　第 1 回男女共同参画週間 6 月　男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について 10 月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行
2002 年 （平成 14）		4 月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行
2003 年 （平成 15）	7 月　女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第 4・5 回）	4 月　「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」施行 6 月　男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 7 月　「次世代育成支援対策推進法及び少子化対策基本法」成立
2004 年 （平成 16）		5 月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正（12 月施行） 6 月　「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 11 月　「育児・介護休業法」改正（平成 17 年 4 月施行）

	愛知県	小牧市
1999 年 （平成 11）	11 月　「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催（総理府共催）	2 月　「女性センターだより」創刊号発行 3 月　小牧市女性問題懇話会から「女性行動計画見直しの基本方向について」提言 4 月　「小牧市女性問題懇話会」を「小牧市男女共同参画推進懇話会」へ改称 4 月　「小牧市女性行政推進会議」を「小牧市男女共同参画推進会議」へ改称 8 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行
2000 年 （平成 12）	3 月　「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催（於名古屋市、豊橋市） 4 月　「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更 9 月　男女共同参画懇話会提言「21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」	3 月　小学 5 年生を対象にした男女平等教育推進のための副読本「はばたけ未来へ」を作成し、授業で活用 4 月　「小牧市女性行動計画」を改定
2001 年 （平成 13）	3 月　「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定 9 月　愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催 11 月　男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」	6 月　男女共同参画週間の開設を記念し、講演会・パネル展を開催
2002 年 （平成 14）	4 月　「愛知県男女共同参画推進条例」施行 4 月　愛知県男女共同参画審議会発足 10 月　「愛知県男女共同参画相談委員制度」発足 10 月　男女共同参画月間制定	4 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行 4 月　「まなび女性相談室」開設（毎月第 1・3 水曜日） 5 月　「こまきみらい塾」開塾 8 月　「小牧市男女共同参画条例検討委員会」設置 8 月　市民、事業所、市職員を対象に「男女共同参画社会の市民意向調査」を実施
2003 年 （平成 15）	7 月　「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 10 月　男女共同参画フォーラム開催	3 月　「男女共同参画社会の市民意向調査報告書」発行 3 月　「小牧市男女共同参画推進懇話会」廃止 4 月　「小牧市男女共同参画審議会」設置 4 月　「小牧市男女共同参画条例」施行 4 月　「小牧市女性人材バンク」設置 4 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行 5 月　「ウィメンズネットこまき」発足 6 月　ウィメンズネットこまき発足記念講演会開催 9 月　まなび創造館で「あいち国際女性映画祭 2003」を小牧会場として開催（2011 年まで）
2004 年 （平成 16）	3 月　「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	2 月　「小牧市男女共同参画基本計画」を市長へ答申 3 月　第 1 回男女共同参画フォーラム開催 3 月　「小牧市女性行動計画推進状況報告書」発行 3 月　「小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅡ」策定 9 月　第 1 回「ワイワイっとまつり」開催（以降毎年度）

	世界		日本	
2005 年 （平成 17）	2～ 3 月	第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界官僚級会合）開催（於ニューヨーク）	4 月 7 月 12 月 12 月	「改正育児・介護休業法」施行 男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議決定
2006 年 （平成 18）	2～ 3 月	第 50 回国連婦人の地位委員会開催（「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」等）（於ニューヨーク）	4 月 6 月	男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法改正」（平成 19 年 4 月施行）
2007 年 （平成 19）	2～ 3 月	第 51 回国連婦人の地位委員会開催（「女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」等）（於ニューヨーク）	7 月 12 月	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正（平成 20 年 1 月施行） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008 年 （平成 20）	2～ 3 月 4 月	第 52 回国連婦人の地位委員会開催（「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」等）（於ニューヨーク） 女子差別撤廃条約実施状況報告（第 6 回）	4 月 12 月	男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 「次世代育成支援対策推進法」改正（平成 21 年 4 月施行）
2009 年 （平成 21）	3 月	第 53 回国連婦人の地位委員会開催（「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」等）（於ニューヨーク）	11 月	男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」
2010 年 （平成 22）				
2011 年 （平成 23）	1 月	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」正式発足		
2012 年 （平成 24）	3 月	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	6 月	「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定
2013 年 （平成 25）			6 月 7 月	「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正（平成 26 年 1 月施行）

	愛知県	小牧市
2005年 （平成17）	3月　「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定 3月　愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 7月　男女共同参画フォーラムinあいち開催 12月　「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	2月　第1回「男女共同参画フォーラムinこまき」開催（以降毎年度） 3月　「小牧市特定事業主行動計画～Let's 子育て together～」策定 3月　「小牧市次世代育成支援対策行動計画前期計画」策定 3月　男女共同参画を考えるためのハンドブック「はばたけ未来へ」改訂
2006年 （平成18）	3月　愛知県男女共同参画審議会答申「男女共同参画施策の当面する課題～あいち男女共同参画プラン21の中間評価を踏まえて～」 4月　財団法人あいち女性総合センターから財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更 10月　「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定	
2007年 （平成19）	4月　愛知県少子化対策推進条例施行 7月　「女性のチャレンジ相談」開始	4月　「男女共同参画普及員」設置 4月　「まなび女性相談室」開設日を増設（毎月第1・3　水・金曜日）
2008年 （平成20）	3月　「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	7月　小牧市まなび創造館内に「えほん広場」「学習広場」を開設
2009年 （平成21）		
2010年 （平成22）	3月　愛知県男女共同参画審議会「「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」の取組の評価と課題」 3月　「あいち　はぐみんプラン」策定 11月　愛知県男女共同参画審議会答申「新あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」	3月　「第 2 期小牧市特定事業主行動計画～応援します！両立Life～」策定 3月　「小牧市次世代育成支援対策行動計画後期計画」策定
2011年 （平成23）	3月　「愛知男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	4月　「まなび女性相談室」開設日を増設（毎週水曜日・第1・3　金曜日）
2012年 （平成24）	4月　財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更	4月　「まなび女性相談室」を「まなび女性相談」へ名称変更 4月　「まなび女性相談」開設日を増設（毎週水曜日・金曜日（第5週を除く）） 10月　ウィメンズネットこまき設立10周年記念式典開催 10月　ウィメンズネットこまき設立10周年記念誌「10年のあゆみ」発行
2013年 （平成25）	3月　「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定	

	世界	日本
2014 年 （平成 26）	3 月　第 58 回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	6 月　「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる
2015 年 （平成 27）		

	愛知県	小牧市
2014 年 （平成 26）		3 月　「小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅡ」の 1 年間の計画期間延長を決定 6 月　市民、事業所、小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 12 月　第 3 次小牧市男女共同参画基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施
2015 年 （平成 27）		3 月　「第 3 次小牧市男女共同参画基本計画ハーモニーⅢ」策定 3 月　「第 3 期小牧市特定事業主行動計画」策定 3 月　「小牧市子ども・子育て支援事業計画」策定

12. 数値目標一覧

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
審議会等附属機関への女性登用率	%	28.1	33.0
ウィメンズネットこまきの加入団体数	団体	14	17
地区防災訓練実施に伴う女性の参加率	%	－ ※来年度以降調査実施 （平均値）	－ ※来年度調査実施後、 目標値を定める （平均値）
女性消防クラブ指導者科入校	人	2	2
女性（25～44 歳）の労働力率	%	65.8 （平成 22 年度値）	66.0
就労支援講座の実施	講座	2	4
子育て・介護と仕事の両立のための支援が充実していると思う市民の割合	%	46.4	50.0
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0
ファミリーサポートセンターの利用者数	人	978	1,000
保育園の待機児童数	人	27 (平成 24 年 10 月 1 日)	0
男女共同参画という言葉の意味を知っている市民の割合	%	45.8	60.0
4 か月健診時　自己肯定感健康教育実施	回	48	48
固定的な性別役割分担に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）男性の割合	%	26.8	30.0
男性を対象とした講座の開催	講座	1	2
パパママ教室開催	回	6	6
親子健康手帳個別交付率	%	92.7	95
生と性のカリキュラムの実施（小学校・中学校）	校	25	25
職業人体験学習の実施（中学校）	校	9	9
母子・父子相談件数	件	1,007	1,100
女性相談を知っている女性の割合	%	52.1	60.0
女性相談でＤＶ相談が受けられると知っている女性の割合	%	69.7	77.0

項目	単位	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （平成 33 年度）
子宮がん検診（集団・個別）受診率	%	8.6	13.0
乳がん検診（集団）受診率	%	10.3	15.0
自分自身を好きと言える市民の割合	%	76.7	80.0

13. 用語解説

- **育児休業・介護体業制度**

  労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。育児休業法は 1992 年（平成４年）４月から施行、1995 年（平成７年）に「育児・介護休業法」に改正された。育児休業は、満 1 歳に満たない子を養育するために最高 1 年。介護休業は配偶者・父母・子・配偶者の父母等で、連続 3 カ月を限度に 1 人 1 回の介護休業が認められている。休業期間中は、休業前賃金の 40%が雇用保険から支給される。2005 年（平成 17 年）4 月の改正によって、有期雇用者等の休業取得や、必要と認められる場合には子が 1 歳 6 か月に達するまで育児休業を取得することが可能になった。

- **ＨＤＩ（人間開発指数）**

  国連開発計画（UNDP）が「人間開発報告書」で公表している指標で、長寿で健康な生活、知識へのアクセス、人間らしい生活という人間開発の３つの側面に着目して、人間開発の達成度を測定した指標。具体的には、平均余命、就学予測年数、平均就学年数、１人当たりの国民総所得を用いて算出している。2014 年（平成 26 年）時点では、日本は 187 か国中 17 位の位置づけとなっている。

- **M字曲線**

  日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれる M 字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる 30 歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

- **国際女性デー**

  3 月 8 日。女性への差別撤廃と女性の地位向上を訴える。英文表記は（International Women's Day）

- **国際婦人年**

  1972 年（昭和 47 年）国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために宣言・設定された行動計画の一つ。国連は 1975 年（昭和 50 年）を国際婦人（女性）年とすることを宣言、同年にメキシコシティで開催された第１回世界女性会議では〈世界行動計画〉が採択され、女性の状況改善をめざして以後 10 年間の指針が立てられた。

- **固定的性別役割分担**

  男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

- **国連婦人の地位向上委員会**

1946 年（昭和 21 年）６月に国連経済社会理事会（以下、「経社理」という。）の機能委員会のひとつとして設置された。

婦人の地位委員会は、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経社理に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経社理はこれを受けて、総会（第３委員会）に対して勧告を行います。年次会合は、現在はニューヨークの国連本部において、毎年 2～3 月頃に２週間の期間で開催されている。

- **参画**

（政策や事業等の）計画に加わること。

- **ＧＩＩ（ジェンダー不平等指数）**

国連開発計画（UNDP）が「人間開発報告書」で、2010 年（平成 22 年）から公表しているジェンダーに関する指標で、女性の健康の水準と教育の水準、政治や職場への参加の度合いにより、国内での男女間に存在する不平等を示した指標のこと。具体的には、妊産婦死亡率、国会の議席に占める女性議員比率、15～19 歳の女性 1,000 人あたりの出生数、中・高等教育を受けた成人の割合、労働市場への参加率を用いて算出している。2013 年（平成 25 年）時点では、日本は 149 か国中 25 位の位置づけとなっている。

- **ジェンダー・エンパワーメント指数**

女性が政治・経済活動に参加し、意思決定に関与しているかを示す指数。国会議員・管理職・専門職・技術職に占める女性の割合や男女の所得格差（推定値）に基づいて算出され、国連開発計画（UNDP）が 2009 年（平成 21 年）まで人間開発報告書で発表。2010 年（平成 22 年）からジェンダー不平等指数（GII）に変更された。女性活躍度指数。GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）。→ジェンダー開発指数 →人間開発指数

- **ＧＧＩ（ジェンダー・ギャップ指数）**

スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム」が各国内の男女間の格差を数値化しランク付けした（2005 年（平成 17 年）：58 か国、2006 年（平成 18 年）：115 か国）。国連開発計画から発表される GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）が、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。以下、国連統計等を基に算出される４分野の基準を示す――　1）経済：労働人口、所得、管理職、専門職の男女比　2）教育：識字率、初中高等教育への進学率の男女比　3）健康：出生時、平均寿命の男女比　4）政治：議会議員、大臣職の人数の男女比――。2014 年（平成 26 年）時点では、日本は 142 か国中 104 位の位置づけとなっている。

- **ストーカー行為**

  同一の者に対して、つきまとい、待ち伏せ、住居等付近において見張りをする等を繰り返して行うこと。

- **世界女性会議**

  国際連合による女性会議。「平等・開発・平和」をテーマとした第 1 回世界女性会議がメキシコで開かれ、性差別や女性に対する暴力や性的虐待に関心を持つ女性たちが世界中から集まった。以後 5～10 年毎に開催され、第２回はコペンハーゲン、第３回ナイロビ、第４回北京、2000 年（平成 12 年）には国連特別総会「女性 2000 年会議」がアメリカのニューヨークで開催された。2005 年（平成 17 年）には韓国ソウルの梨花女子大学において第９回世界女性会議が開かれた。

- **セクシュアル・ハラスメント**

  相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等、さまざまな態様のものが含まれる。

- **男女雇用機会均等法**

  1986 年（昭和６１年）４ 月に施行された、我が国の男女平等法。募集、採用、昇進、教育訓練、定年、解雇等、さまざまな分野で男女労働者を均等に扱うことが定められている。正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。なお、1997 年（平成９年）に改正され、1999 年（平成 11 年）４月に全面施行された。改正後の均等法は、募集・採用・昇進、教育訓練・退職・解雇等における差別禁止や母性健康管理規定が事業主の努力義務規定から禁止規定に強化された。また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定等も設けられている。また、2006 年（平成 18 年）及び 2014 年（平成 26 年）には、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等の事項において改正が行われた。

- **男女共同参画社会基本法**

  1999 年（平成 11 年）６月に公布・施行された法律で、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という５つの男女共同参画社会の形成に関する基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援等、施策の基本となる事項について規定している。

  また、基本法第１４条３項では、市町村は国、県の計画を勘案して、市町村男女共同参画計画を定めるよう努力するべきことが規定されている。

- **パートナーシップ**

  女性と男性とが対等な関係を保ち、ともに責任の主体となり、協調・協力し、その個性や能力を尊重・発揮すること。

- **パワー・ハラスメント**

  職場等で、職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。上司から部下に対してだけでなく、先輩・後輩、同僚間、部下から上司に対する行為や、顧客や取引先によるものも含まれる。パワハラ。

- **ファミリーサポートセンター**

  急な残業の際等の変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、「援助を受けたい人」「援助を提供できる人」が会員となり、地域において育児の相互援助活動を行う会員組織を設置し、サービスを提供するもの。

- **ファミリーフレンドリー企業**

  男女ともに仕事と育児・介護とを両立させることができるさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のことをいう。

- **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

  固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいう。

- **まなび創造館**

  小牧市にある複合施設である。複合商業施設「ラピオ」内にある。施設内は「女性センター」と「スポーツセンター」、「学習広場」、「えほん広場」の４つに分かれている。女性センターは、女性の社会進出や女性が抱えるさまざまな問題に関する支援や啓発活動等を行なっている施設である。一方スポーツセンターは、市が運営するスポーツ関連の施設である。トレーニングジムやフィットネススタジオの他に、さまざまな室内スポーツが楽しめるスペースがある。

- **メディア・リテラシー**

  コンピューターや先端的な情報通信機器を使いこなせる能力。

  メディアに対して主体性を確立すること。コンピューターネットワーク・テレビ・音楽・映画・出版物等さまざまなメディアが伝える価値観・イデオロギー等をうのみにせず、主体的に解読する力をつけること。

- **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

  １９９４年（平成６年）９月にカイロで開かれた、国連の国際人口・開発会議で採択された今後２０年の行動計画（カイロ計画）に取り入れられた概念。女性の全生涯にわたる健康において身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをいう。具体的には「安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由をもつこと」が中心課題となっている。

- **ワーク・ライフ・バランス**

  「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第３次小牧市男女共同参画基本計画　ハーモニーⅢ

平成 27 年３月
小牧市教育委員会　まなび創造館
〒485-0041　愛知県小牧市小牧三丁目 555 番地
TEL　0568-71-9848　　FAX　0568-71-9840
http://www.city.komaki.aichi.jp/
manabi@city.komaki.lg.jp